

福岡県直方市「石炭記念館」

令和4年 福岡県医師信用組合の現況



ごあいさつ

組合員の皆様方には、ますますご清栄のことと お慶び申しあげます。また、平素より福岡県医師 信用組合をお引き立ていただきまして、誠にあり がとうございます。ここに「福岡県医師信用組合 の現況」をお届けいたします。この冊子は最近の 業績を中心に経営方針や概要などを取りまとめて おり、当信用組合をより一層ご理解いただくうえ で、ご参考になれば幸いに存じます。

金融経済環境を見ますと、新型コロナウィルス の影響により、各国政府・中央銀行は大規模な財 政·金融政策を行って参りましたが、米国を始め とする各国の中央銀行は、緩和引き締めの方向へ 転じており、金利の上昇傾向が鮮明になって参り ました。また、ロシアによるウクライナ侵攻の影 響により、エネルギー価格や食料不足等による原 材料費の高騰が、物価の上昇を招いております。 また、このまま侵攻が長引けば、更なる弊害を生 む可能性も高まりそうです。このなか、我が国を 振り返りますと、新たな政権が発足し、国民への 新型コロナウィルスのワクチン接種等一定の成果 が見えてきております。また、技術革新や様々な サービスの展開もあり、リモートワーク等の新た な生活様式が馴染んできている点もあります。た だ、今後も変異株が出現する等が考えられ、未だ 終息への見通しはたっておらず、様々な業種で影 響が続くものと思われます。

当信用組合は、昭和29年創業以来、福岡県医師 会会員を組合員とし「お医者様の銀行」として サービスに努め、金融面から地域医療発展のお手 伝いをしてまいりました。今後も当信用組合は、 経営の健全性を維持し、的確・迅速なサービスを 提供できる体制づくりに役職員一同、なお一層の 努力をしてまいる所存でございます。組合員のみ なさまには今後とも一層のご指導、ご鞭撻を賜り ますよう、心からお願い申しあげます。

令和4年6月 理事長 蓮澤 浩明

事業方針

協同組織の金融機関として相互扶助の精神に 基づき、「お医者様の銀行」としてサービスに 努め、金融面から地域医療発展のお手伝いをし てまいります。

そして、なによりも第一に健全経営を心が け、組合員の皆様の信頼にお答えしてまいりま す。

地 X

福岡県内全域

吕

舗 店

花台

本 店 福岡市博多区博多駅南2丁目9-30 福岡県メディカルセンタービル3 F Tel 092 (431) 4964 Fax 092 (473) 9531 E-Mail <u>fukuisin@ruby.ocn.ne.jp</u> 支店・出張所等はございません。

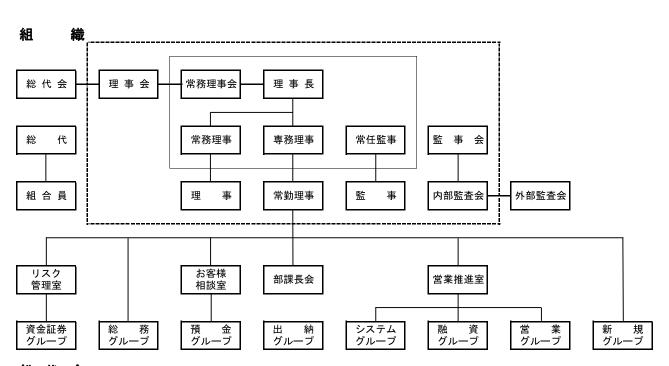
あ	ゆ	み
ØD	rΨ	σ

昭和28年12月16日	設立準備会開催
昭和29年 7月 1日	創立総会開催初代組合長(理事長)に
	渡辺信吉
昭和29年 8月23日	設立
昭和29年11月 1日	福岡県医師会館にて創業(営業開始)
	福岡市因幡町(現福岡市中央区天神)
昭和31年 4月10日	第2代組合長(理事長)に清沢又四郎
昭和35年 8月15日	医療金融公庫(現独立行政法人福祉医
	療機構)と代理業務委託契約
昭和44年11月10日	新福岡県医師会館1Fヘ店舗移転
	福岡市博多区博多駅南2丁目9-30
昭和49年 5月30日	第3代理事長に青柳成利
昭和55年 5月30日	第4代理事長に石田正太郎
昭和61年 6月 1日	第5代理事長に櫻井日出生
平成 6年 6月 1日	第6代理事長に松田一夫
平成 7年 1月20日	全国信用協同組合連合会と代理業務委
	託契約
平成 9年 8月19日	第7代理事長に関原敬次郎
平成13年11月12日	南近代ビル6Fヘ仮店舗移転
	福岡市博多区博多駅南4丁目2-10
平成15年12月15日	福岡県メディカルセンタービル3Fヘ
	店舗移転
	福岡市博多区博多駅南2丁目9-30
平成16年 6月26日	第8代理事長に竹嶋康弘
平成18年 6月23日	第9代理事長に横倉義武
平成22年 6月26日	第10代理事長に松田峻一良
令和 4年 6月28日	第11代理事長に蓮澤浩明

役		員	1			(合利	14 年	■6月28日現在)
理	틕	₽ ´	長	蓮	澤	Ň	浩	_, 明	(非常勤代表)
専	務	理	事	簑	原		栄	_	(常勤・代表)
常	務	理	事	堤			康	博	(非常勤・非代表)
常	務	理	事	穴	井		堅	能	(非常勤·非代表)
常	務	理	事	平	田		泰	彦	(非常勤·非代表)
常	務	理	事	山	近			仁	(非常勤・非代表)
常	務	理	事	洒	井			良	(非常勤・非代表)
理			事	太	田		信	弘	(常 勤・非代表)
理			事	廣	瀨		—	郎	(非常勤・非代表)
理			事	古	賀		雅	之	(非常勤・非代表)
理			事	菊	池		仁	志	(非常勤・非代表)
理			事	冨	満		久	教	(非常勤・非代表)
理			事	畄	部		浩	司	(非常勤・非代表)
理			事	西	袁		久	德	(非常勤・非代表)
理			事	龍			元	昭	(非常勤・非代表)
理			事	西	見		幸	英	(非常勤・非代表)
常	任	監	事	瀬	戸		裕	司	(非常勤・非代表)
監			事	篠	原			俊	(非常勤・非代表)
監			事	松	尾		喬	之	(非常勤・非代表)
C	注)	当約	組合は、	職員と	出身」	以外	の	理事·	18名の経営参画に

より、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な 反映に努めています。

세병	貝					
項	目	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
男	子	12 名	12 名	12 名	12 名	12 名
女	子	1名	1名	1名	1名	1名
合	計	13 名	13 名	13 名	13 名	13 名
_						



総代会

仕組みと機能

組合員の中から組合の代表となる総代を選出し、総会に代わる総代会に出席して信用組合の重要事項を議決します。

役割

総代は、組合員の代表として、組合員の総意を信用組合の経営に反映する重要な役割を担っております。したがっ て、総代会において発言権及び議決権を有し、役員の選出、決算の承認、定款の変更など、信用組合の重要事項を 議決します。

選出方法

総代選挙規程に基づき、福岡県内の24の地区に総代定数を定め、各地区ごとに選出されます。 任期は2年です。

第68期通常総代会(令和4年6月28日)の決議事項

第1号議案 第68期貸借対照表および損益計算書承認の件

第2号議案 第68期剰余金処分案承認の件

第3号議案 第69期事業計画および収支予算案承認の件

第4号議案 理事および監事の選出の件 第5号議案

退任役員に対する退職慰労金贈呈の件

(以上、すべて承認可決されました。)

役員報酬

非常勤を含む役員及び監事の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において理事及び監事それぞれの支払総額 の最高限度額を決定しております。退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会 で承認を得た後、支払っております。

また、理事は理事会の協議において、監事は監事会の協議により基本報酬額等を決定しております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の 利益を上げることに動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はあ りません。 <u>/ 24 / 1</u>

		(単位:千円)
区分	当期中の報酬支払額	総代会で定められた報酬限度額
理事	30, 849	38, 000
監事	2, 273	18, 000
合 計	33, 122	56, 000

注) 支払人数は理事16名、監事3名です。

令和3年度の役員賞与金は、理事7,400千円、監事500千円です。

組合員

(単位:千円)

	項目	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
	組合員数	5,090 名	5,097 名	5,116 名	5,109 名	5,080 名
	出資口数	46,777 口	47,894 🛛	49,453 口	49,701 🏼	49,680 日
[出資金	46,777	47,894	49,453	49,701	49,680
	出 資 配 当 率	7 %	7 %	7 %	7 %	7 %
[出 資 配 当 金	3,306	3,391	3,473	3,440	3,434

代数(約 医	師	스	定数							総代	Æ	名			· ·	令和4年									
达					∓ □□		吉田	▲ 7					体的	·			-								
	門	F] 4		秀明	④ 岡本				きょう子		末永	俊郎	•					<u>+ v</u>						
				◆ 井田	能成	◆ 今渡		~	與日			浦田	康			保信之		加生	忠洋						
北	小	倉	18	① 木原	康之	2 古賀	一吉		藤	実		添田	修	4 j		言昭		鵖留	洋車						
九				①中村	秀敏	◆ 濵之	上隆史	③ 原	田	嘉和	1	松井	豊	11		典夫	1 i	首岡	亨						
州		42	10	◆ 井上	功	② 江﨑	嘉春	2 岡	本	好司	2	黒田	真臣	4	潅頭	聖	♦ 7	髙嶋	雅						
ブ	Л	幍	§ 12	① 朝長	恭二	① 西田	英一	④ 原	賀	憲亮	۲	福地	靖範	♦ j	藤本	裕司	1 7	与川	英村						
	戸	炄	3 3	④ 久能	俊昭	③ 久能	正之	②廣	瀨	一郎															
ッ	若	赵	3		憲昌	① 村上	忠正	-	坂	泰寛															
ク	-	賀中間			成利	◆ 津田		◆ 堤		康晴	(1)	豊澤	賢明												
	京	<u>ス</u> 1日 者	-		紀彦	 ◆ 朶原 	<u>八文切</u> 恒治	▼ ~ ② 武		秀利	1	<u></u> 弓削	<u>夏</u> 初 建												
		前築上		-	史郎	◆ ² ² ² ³		СЦ	,ш	75 49	9	ים כי),±												
	豆	則 栄 ユ	- 2			②伊藤		<u> </u>	+	四支	0	tita I i	大中	<u>(4)</u>	生山	法法	<u></u>	に志	34-						
	東	Z	10	④石橋	裕一			④井		昭彦	-	植山	奈実	(4) 3	制川	浩徳	2 i	し 旅	浩						
				① 高野	壮史	 ② 中村 	晋		原	千拡		安川	晋輔	_				-							
	博	多区	5 9	① 安部	龍暢	◆ 伊東	文明	<u> </u>		八重子	(1)	遠近	裕宣	(<u>2</u>) I	中尾	太	31	泉	直彦						
	1.1		-	③ 牟田	浩実	③ 安田	哲二郎		路氵	告三郎															
				③ 案浦	美雪	◆ 占部	嘉男	③ 古	賀	稔啓	3	後藤	英一郎	4	左野	正敏	◆ -	下野	礼词						
	中	央 🗵	13	◆ 田中津	耕太郎	2 中山	英樹	③ 畠	ĿЦ	定宗		船越	裕登	•	別府	和茂	31	卸厨	学						
				③ 溝口	知行																				
				◆上田	裕之	① 小田	邊修一	◆小	林	研次	(4)	竹内	俊夫	3 /	竹山	泰雄	♦ E	田代	英—						
福	南	X	×	×	×	X	X	× ا	<u> </u>	◆ <u>一</u> 一	秀哉	 ◆ 藤田 	芳憲	◆松		正樹)	 守谷	啓司)	<u>」</u> 山寄		• •		~
岡	城	南区	5	◆ <u>」</u> ③ 小田	俊一	◆ 旅笛			·谷	英樹		<u>,</u> 横山	俊宏	2		建児朗									
ブ	79.		<u> </u>	-	和之	4 尾野 ③ 上平		-	川	千枝		都築	克幸	1		<u>専生</u>	<u>ة</u>	平野	基						
	早	良区	5 9	<u>③ 大屋</u> ④ 萊圭		-		<u> </u>		<u></u> 栄之	4	即朱	元辛	U	局上	守工	• -	⊤±ľ	至						
ッ			-	① 藤吉	啓造	④ 牧角		~	.松		6	AV	L		=	£n +/			- \+						
ク	西		5 7	①緒方	秀昭	③ 岡本	育	①木	村	史郎	U	启九7	かすみ	3	围田	和孝	•	日中王	二洋						
				② 丸本	朋稔		ter t																		
	勤:	務医会	ŧ 3	③ 池田	陽一	④ 岡村		② 原		和大						-			_						
				•	慶史朗	① 荒牧		② 池	上	浩規		伊藤	久生	3		公重	ī ()	古賀	崇						
	筑	累	13	① 小寺	武彦	① 新海	清人	③田	中	裕隆	2	鶴田	洋一	2 •	中野	信彦	3 \$	凡足	俊!						
				①松田	建太郎																				
	糸	島	ց 3	① 井上	健	④ 大久	保慶二	④ 冨	満	久教															
	粕	屋	6	② 上野	殺一郎	①堤服	康雅	♦ 原		速	2	松尾	喬之	1) \$	森 倌	发憲	(1) 5	安松	聖						
	宗	個	-	o i t	啓輔	② 樋口	貴文	2 宮		<u></u> 道生)	吉村	徹	<u> </u>	. 14	<u> </u>									
口筑		方鞍手		 ● ● 平原 	潔	 ● <a>L ▲ ▲ 古賀 	哲二	-	原	啓介	~	戸田	幸博	• I	藤井	英晴	1								
コ 巩 ツ <u>豊</u>	田田	「 x+ [/ 		 ◆ 木 ③ 岡部 	浩司	▼ 口頁 ◆ 桑野			武	宏幸	•	<u>, 山</u> 藤下	<u>+</u>	• /	ホノI	7.11									
ッ豆 クブ	飯	 均			明彦	 ◆ 架野 ④ 岩見 	 元照	~	野	豊彦			 山祐次	1)	H.#	孝之	1) j	藤木	健						
/ /	戝	12	K 0																						
	久	留米	12			④ 井上	治	◆植		省吾	2	内山	伸二	3:		太郎	2		明						
				 白尾 	<u>真</u>	①内藤			尾	久		松本	敦	2 2		文彦		度辺	滋						
筑	*	牟 田	1 7	◆ 安藤		① 小野	貴也	◆ 上	.村	正行	(2)	古賀	浩介	• I	中村	照	3	采川	公-						
後				◆ 松尾																					
後 ブ	八:	女 筑 後	È 6	④ 大橋	輝明	①川崎	裕司	♦ 城	戸礼	右一郎	٠	永田	一良	2,	馬田	裕二	< 🔶	九岡	隆						
	朝	倉		2 田邉		① 冨田		① 山																	
ツ		郡三井		③田中		① 中原		①栁									1								
ク		川三潴		<u>③</u> 酒井		◆ 宿里				憲二				-											
		<u>// </u>		③ /// 3 ③ 伊東		◆ 伯生 ① 横地		● 龍		<u>惑ー</u> 元昭		渡辺	和商												
	1919			④伊来		-			\$	70HD	-	11212	11113												
	ГŤ	羽 計	1 <u>2</u> 198		元匚	◆ 戸次	娯文	1			1														

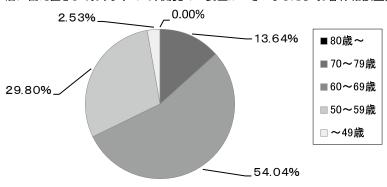
(敬称略、地区別五十音順)

※ 氏名の前に就任回数を記載しております。就任回数が5回を超えている場合は◆で示しております。 総代の一覧表については、当組合本店に備え置きしておりますので、閲覧のご要望がございましたら「お客様相談室」まで ご連絡ください。

- 3 -

総代 年齢別構成比

年齡別	人数	構成比
80歳~	人 0	0.00%
70~79歳	27 人	13.57%
60~69歳	107 人	54.27%
50~59歳	59 人	29.65%
~49歳	5人	2.51%
合 計	198 人	100.00%



経営管理体制

法令遵守体制

昨今、大手企業・金融機関などによる不祥事が相次ぎ、金融機関をはじめとするあらゆる企業において、コン プライアンスに対する意識が高まっております。

当信用組合におきましても、コンプライアンス・マニュアル等に従い、すべての役員・職員が金融機関の社会 的責任と公共的使命を柱とした法令遵守意識・職業倫理観を確立するよう日頃より教育・研修をおこないその浸 透をはかっております。

リスク管理体制

金融機関を取り巻くリスクは、金融の自由化・国際化の進展、金融技術の発展等に伴い一段と多様化・複雑化 しており、その管理体制の強化が求められています。当信用組合におきましては、リスク管理を経営の最重要課 題と位置づけ、各種リスクの所在や影響範囲等を把握・分析し、適切なリスク管理体制の構築に取り組んでいま す。なお、金融機関を取り巻くリスクには、下記のようなものがあります。

「信用リスク」 …信用供与先の財務状況等の悪化等により、資産の価値が減少ないし消滅し、金融機関が 損失を被るリスクです。

- 「市場リスク」 …金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し損失を被る「市場リスク」と、それに付随する信用リスク等の関連リスクを含みます。なお、「市場リスク」は、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被る「金利リスク」、有価証券等の価格の変動に伴って資産価値が減少する「価格変動リスク」、外貨建資産・負債についてネット・ベースで資産超又は負債超ポジションが造成されていた場合に、為替の価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失が発生する「為替リスク」からなります。
- 「流動性リスク」 …金融機関の財務内容等の悪化により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかな くなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされる ことにより損失を被る「資金繰りリスク」と、市場の混乱等により市場において取引が できなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損 失を被る「市場流動性リスク」からなります。

「オペレーショナル…役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失 ・リスク」を被る「事務リスク」、コンピューターシステムのダウン又は誤作動等、システムの不 備等に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピューターが不正に使用されるこ とにより金融機関が損失を被る「システムリスク」、当該金融機関がオペレーショナル ・リスクと定義したリスクのうち、事務リスク及びシステムリスクを除いた「その他オ ペレーショナル・リスク」からなります。

内部検査体制

グループ制導入による内部の相互牽制機能に加え、毎月一回の内部検査、更に公認会計士による外部検査も毎 月実施しております。

融資審査体制

融資取扱基準に基づいて合議制による厳格な審査を行い、安全性・健全性の徹底につとめています。

有価証券運用体制

有価証券運用基準に基づいて合議制による厳格な運用を行い、流動性・健全性の徹底につとめています。

自己査定体制

自己査定基準に基づいてプロジェクトチームによる厳格な査定をおこない、信用リスクの管理をおこなうとと もに、自己査定結果と償却・引当計上基準に基づいて適正な償却・引当を行っています。

ALM管理体制

各種リスクを監視・管理し、その変動を抑制しながら、適正な収益確保に努力いたしております。

反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議監事会申合わせ)に基づき、反社会的勢力に対する基本方針を次のとおり定めます。

- 1. 当組合は、反社会的勢力による不当要求に対して、理事長以下組織全体として対応するとともに、対応する役職員の 安全確保に努めます。
- 2. 当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放推進センター、弁護士等の外部専門機関 との緊密な連携を構築していきます。

3. 当組合は、公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性を確保するため、反社会的勢力との取引を含めた関係を 遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶いたします。

4. 反社会的勢力による不当要求に対しては、あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、被害が生じた場合には 刑事事件として被害届の提出または告訴・告発を行います。

5. 当組合は、反社会的勢力との裏取引並びに反社会的勢力に対する資金提供は絶対に行いません。

手数料

事	業	内	容
---	---	---	---

<u> </u>	
業務	事業内容
預金業務	普通預金、貯蓄預金 通知預金、納税準備預金 定期預金、定期積金、譲渡性預金
貸出業務	手形貸付、証書貸付
商品有価証券 売 買 業 務	取り扱っておりません。
有 価 証 券 投 資 業 務	預金の支払準備および資金運用の ため国債、地方債、社債、その他 の証券で運用いたしております。
内国為替業務	送金為替、当座振込および代金取 立等を取り扱っております。
外国為替業務	取り扱っておりません。
社債受託およ び 登 録 業 務	取り扱っておりません。
金融先物取引等 の 受 託 等 業 務	取り扱っておりません。
付帯業務	債務の保証業務 代理業務(全国信用協同組合連合 会、独立行政法人福祉医療機構)

項	目	組合員	一 般					
振込(電信扱)	3 万 円 未 満	440 円	660円					
派达(电话级)	3 万 円 以 上	660円	880円					
振込(文書扱)	3 万 円 未 満	330 円	550円					
孤辺(又言放)	3 万 円 以 上	550円	770円					
	電信扱	660円	880円					
送金	普通扱	660 円	770円					
	(送金小切手)	000 🗅						
	残 高 証 明 書	110 円	220 円					
証明書発行	融資証明書	110 円	220 円					
	その他証明書	110 円	220 円					
その他	自己宛小切手	110 円	220 円					
	通帳証書等再発行	110 円	220 円					
協力預金をしてい	協力預金をしていただいております組合員のみなさまの							

手数料は、無料とさせていただいております。

利益相反管理方針

1. お客様保護のための基本方針

当組合は、法令、諸規則、諸規程、(以下、「法令等」といいます。)を遵守し、誠実かつ公正に事業を遂行し、当組合の 商品・サービス(以下、「商品等」といいます。)を利用し又は利用しようとされる方(以下、「お客様」といいます。) の正当な利益の確保及びその利便性の向上を図り、もってお客様からの信頼を確保するために継続的に取り組みます。 2. お客様の利益が不当に害されないための利益相反管理について

当組合は、当組合とお客様の間における利益相反のおそれのある取引に関し、法令等および本基本方針に従い、お客様の利 益が不当に害されることのないよう適切な利益相反管理措置を講じ、適正に業務を遂行します。

3 利益相反管理の対象となる取引(対象取引)と特定方法

利益相反とは、当組合とお客様の間、及び、当組合のお客様相互間において利益が相反する状況をいいます。

当組合では、利益相反管理の対象となる利益相反のおそれのある取引(以下、「対象取引」といいます。)として、以下の
①、②に該当するものを管理いたします。

① お客様の不利益のもとに、当組合が利益を得、または損失を回避している状況が存在すること

② ①の状況がお客様との契約上または信義則上の地位に基づく義務に反すること また、お客様との取引が対象取引に該当するか否かにつき、お客様から頂いた情報に基づき、営業部門から独立した利益相

また、お客様との取りが対象取りに該当りるが否かにつき、お客様から頂いた情報に基づき、営業部門から独立した利益相反管理統括部署により適切な特定を行います。

4. 利益相反取引の類型

対象取引は、個別具体的な事情に応じて対象取引に該当するか否かが決まるものですが、例えば、以下のような取引については、対象取引に該当する可能性があります。

- (1) お客様の不利益のもとに、当組合が利益を得たり、または損失を回避する可能性がある状況の取引
- (2)お客様に対する利益よりも優先して他のお客様の利益を重視する動機を有する状況の取引
 (3)お客様から入手した情報を不当に利用して当組合または他のお客様の利益を図る取引

5.利益相反管理体制

適正な利益相反管理の遂行のため、当組合に利益相反管理統括部署を設置し、利益相反管理に係る当組合の情報を集約する とともに、対象取引の特定および管理を一元的に行い、その記録を保存します。対象取引の管理方法として、以下に掲げる 方法その他の措置を適宜選択し組み合わせて講じることにより、利益相反管理を行います。

また、これらの管理を適切に行うため、研修・教育を実施し、組合内において周知・徹底するとともに、内部監査部門にお いて監査を行い、その適切性および有効性について定期的に検証いたします。

- (1)対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
- (2)対象取引又はお客様との取引の条件又は方法を変更する方法
- (3)対象取引又はお客様との取引を中止する方法

(4)対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に開示する方法

6.利益相反管理の対象となる会社の範囲

利益相反管理の対象となるのは当組合のみとなります。

以上につき、ご不明な点がございましたら、当組合の次の問い合わせ窓口までご連絡ください。

お問い合わせ窓口 福岡県医師信用組合 総務グループ 電話 092-431-4964

受付時間9:00~17:00 (ただし、当組合の休業日を除く)

個人データ安全管理に関わる基本方針

当組合では、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等の関係法令等(以下、法等という)を遵守します。

お客様の個人情報を厳格に管理し、お客様のご希望に沿って取り扱うとともに機密保持に努めます。

取り扱う個人情報の漏洩・滅失等の防止その他の個人情報の安全管理のため、組織的安全管理措置、技術的安全管理 措置を講じ、適正に管理します。

役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人情報の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に 努めます。

当組合では、お客様からのご質問等に適切に取り組んで参ります。個人情報の取扱等に関するご質問・ご相談等につきましては、以下の窓口にお申し出ください。

総務グループ Phone 092-431-4964 Fax 092-473-9531 e-mail fukuisin@ruby.ocn.ne.jp

この基本方針につきましては、内容を適宜見直し、改善してまいります。

5

個人情報保護宣言

当信用組合では、個人情報保護および個人番号(以下「個人情報等」といいます)の重要性に鑑み、個人情報の保護に 関する法律(平成15年法律第57号)(以下「法」という)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利 用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等の関係 法令等(以下、「法令等」といいます)を遵守して以下の考え方に基づきお客様の個人情報等を厳格に管理し、適正に取り扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。また、本保護宣言等につきましては、内容を適宜見直し、改善して まいります。当組合は、本保護宣言を当組合店頭窓口に備付することにより、公表します。

1 個人情報の利用目的

当組合は、法令等に基づき、お客様の個人情報等を、下記の業務内容ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用 し、それ以外の目的では、法等で認められる場合のほか、利用いたしません。また、個人番号については、法令等で 認められている利用目的以外では利用いたしません。

なお、個人情報の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

2. 個人情報の適正な取得について

当組合は、上記1.で特定した利用目的の達成に必要な範囲で、適法かつ適正な手段により、例えば、以下のような 情報源から、お客様の個人情報等を取得いたします。なお、法第2条第3項に定める要配慮個人情報を含む「金融分 野における個人情報保護に関するガイドライン」に定める機微情報は、法令等で認められている場合以外は、取得い たしません。

- (1) 出資申込・預金口座のご新規申込等の際にお客様にご記入・ご提出いただく書類等により、直接提供していた だいた情報
- (2) 福岡県医師会や各郡市区医師会等の、お客様の所属関連団体から提供された情報
- (3) 商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報
- 3. 個人データの第三者提供

当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で当組合が別紙に表示する第三者へ個人データを提供する場合があります。 これ以外には、法令等で認められている場合を除き、お客様の同意なしにお客様の個人データを第三者へ提供いたし ません。但し、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、法令等で認められていない限り、お客様の同意 があっても、これを第三者に提供いたしません。

4.

. 個人データの委託 当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で、例えば、以下のような場合に、個人データおよび個人番号に関する取扱 を外部に委託することがあります。その場合には適正な取扱を確保するための契約締結、実施状況の点検などを行い ます。

○ 情報システムの運用・保守に関わる業務を外部に委託する場合

5. 個人データの共同利用 当組合は、上記1. の利用目的の範囲内で個人データを当組合が別紙に表示する特定の者と共同利用する場合があり ます。但し、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、共同利用をいたしません。

 個人情報等の安全管理措置に関する方針 当組合では、取り扱う個人情報等の漏洩・滅失等の防止その他の個人情報等の安全管理のため、組織的安全管理措

当組合では、取り扱う個人情報等の漏洩。減失等の防止での他の個人情報等の安全管理のため、組織的安全管理指 置、人的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。また、役職員には必要な教育と監督を、業 務委託先に対しては、個人情報等の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

- 7. お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求
 - (1) 開示のご請求
 - お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの開示のご依頼があった場合には、原則として開示い たします。
 - (2) 訂正等のご請求
 - お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの訂正等(訂正・追加・削除)のご依頼があった場合 には、原則として訂正等いたします。
 - (3) 利用停止等のご請求 お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等(利用停止・消去)のご依頼があった場 合(法令等に基づく正当な理由による)には、原則として利用停止等いたします。

(4) ダイレクトメール等の中止 当組合は、当組合からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付やお電話等での勧誘のダ イレクト・マーケティングで、個人情報を利用することについて、これを中止するようお客様よりお申し出があった場合は、遅滞なく当該目的での個人情報の利用を中止いたします。

※なお、これらのご請求に当たっては、個人データの重要性に鑑み、ご請求者(代理人を含む)の本人確認をさせて いただきます。ご請求手続きの詳細およびご請求用紙が必要な場合は当組合下記窓口までお申し出ください。 ご質問 相談 苦情窓口

当組合では、お客様からのご質問等に適切に取り組んで参りますので、個人情報の取扱等に関するご質問等につきま しては、以下の窓口にお申し出ください。

お客様相談室 Phone 092-431-4964 Fax 092-473-9531 e-mail fukuisin@ruby.ocn.ne.jp

個人情報保護に係る業務内容ならびに利用目的

【業務内容】

- O預金業務、為替業務、両替業務、融資業務およびこれらに付随する業務
- 〇その他法律により信用組合が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- (今後取扱が認められる業務を含む)
- 【利用目的(個人番号を含む場合を除く)】
- 〇各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- 〇犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づくご本人様の確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格 等の確認のため
- 〇預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ○融資のお申し込みや継続的なご利用等に際しての判断のため

〇適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため 〇与信事業に際して保証契約を締結する保証会社に個人情報を提供する場合、または組合員資格の確認等のために所 属医師会に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者等に提供するため

〇他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において委託された当該業務を適切 に遂行するため 〇お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため 〇市場調査ならびに、データ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため 〇ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため 〇提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため 〇各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため 〇組合員資格の確認および管理のため 〇お客様の安全および財産を守るため、または防犯上の必要から、防犯カメラの映像を利用すること 〇その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため 【個人番号の利用目的】 (1) 顧客等(当組合の個人の顧客及び組合員をいう。以下同じ)に係る事務 ①出資配当金の支払に関する法定調書作成・提供事務 ②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務 ③金融商品取引に関する法定調書作成・提供事務 ④非課税貯蓄制度等の適用に関する事務 ⑤教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務 ⑥預金保険法に基づく名寄せ・税務調査(犯則調査および滞納処分のための調査を含む)・社会保障における 資力調査等に関する事務 ⑦預貯金口座付番に関する事務 (2) 役職員等(当組合の役職員並びにその配偶者及び扶養家族をいう。以下同じ)に係る事務 ①給与所得 退職所得の源泉徴収票作成事務 ②健康保険 厚生年金保険届出事務 ③雇用保険届出事務 ④労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務 ⑤国民年金の第3号被保険者の届出事務 ⑥財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄の非課税に関する各種申告、各種届出事務 (3) 役職員等及び顧客等以外の個人に係る事務 1報酬・料金等の支払調書作成事務 ②不動産の使用料等の支払調書作成事務 個人情報の第三者提供先 当組合では、お客様の個人情報について、以下の第三者へ個人情報を提供する場合があります。なお、お客様の個 人情報について第三者提供の停止をご希望の場合は、当組合窓口にご連絡ください。 【個人情報を提供する第三者について】 1. 独立行政法人 福祉医療機構 代理店業務管理 利用目的 提供情報の内容 氏名・住所・生年月日・申込金額・現在残高・返済金額等の情報 提供手段 回金処理終了後の報告書により提供 2. 全国しんくみ保証株式会社(*) 利用目的 全国しんくみ保証が提供するローンの保証業務 氏名・住所・生年月日・申込金額、その他しんくみ保証が必要とする情報 提供情報の内容 提供手段 申込書と同時に作成する保証申込書により提供 * 令和4年3月31日現在、全国しんくみ保証が提供するローンの保証業務の利用はありません。そのために、提供 情報の内容について実行時に相違する場合も想定されます。その場合は速やかにその旨を表示いたしますのでご了 承ください。 3. 全国信用協同組合連合会 オフサイトモニタリング資料提出 利用日的 提供情報の内容 氏名・住所・利用金額等の情報 提供手段 上記内容をExcelデータに変換し提供 個人情報の共同利用先 当組合では、お客様の個人情報について、以下の団体と個人情報を共同利用する場合があります。 【個人情報の共同利用先】 公益社団法人 福岡県医師会 公益社団法人 北九州市医師会 公益社団法人 北九州市門司区医師会 一般社団法人 北九州市小倉医師会 公益社団法人 北九州市八幡医師会 一般社団法人 北九州市戸畑区医師会 ·般社団法人 北九州市若松区医師会 一般社団法人 遠賀中間医師会 一般社団法人 京都医師会 公益社団法人 豊前築上医師会 一般社団法人 福岡市医師会 一般社団法人 筑紫医師会 一般社団法人 宗像医師会 一般社団法人 糸島医師会 一般社団法人 粕屋医師会 一般社団法人 直方鞍手医師会 一般社団法人 飯塚医師会 一般社団法人 田川医師会 一般社団法人 久留米医師会 一般社団法人 大牟田医師会 一般社団法人 八女筑後医師会 一般社団法人 朝倉医師会 一般社団法人 小郡三井医師会 一般社団法人 大川三潴医師会 一般社団法人 柳川山門医師会 一般社団法人 浮羽医師会 福岡県医師国民健康保険組合 利用目的 組合員資格の確認および管理、融資利用資格の確認(医師会在籍の有無等) 融資利用・継続に必要な情報取得、その他各団体からの適切な業務の遂行に必要な範囲での問い合わせへの回答 提供情報の内容 氏名 住所 生年月日 申込金額 電話番号等 個人データ管理責任者 統括部長 岩田 弘幸

お客様本位の業務運営に関する基本方針について

当信組は創業以来、「お医者様の銀行」として金融面から地域医療発展のお手伝いをして参りました。今後につきましても、当信組 がお客様本位の業務運営を実現していくことができるように、この度「お客様本位の業務運営に関する基本方針」を策定いたしまし た。全役職員がこの方針を遵守するとともに、定期的にその取組状況を確認し、見直しを行って参ります。

「お客様の最善の利益の追求」

当信組は、高度の専門性と職業倫理を保持し、お客様に対して誠実・公正に業務を行い、お客様の最善の利益を図って参ります。 当信組は、お客様本位の取組が企業文化として定着するよう努めて参ります。

「利益相反の適切な管理」 2.

当信組は、お客様の利益が不当に害されることがないように、利益相反の管理を徹底いたします。

「手数料等の明確化」

当信組は、お客様からは基本的に手数料をいただいておりませんが、お客様にご負担をお願いする場合には、その手数料等の詳細な らびにそれがどのようなサービスの対価に関するものかを含め、お客様にわかりやすくご説明いたします。

「重要な情報の分かりやすい提供」

・「主要な情報の方がりやすいにない。 当信組は、金融商品・サービスの販売・推奨等に際して、その取引条件や商品特性、必要となるコスト等、お客様の判断に影響を与 える重要な情報についても、わかりやすくご説明いたします。 - 「お客様にふさわしいサービスの提供」 5

「お各様にふさわしいリーレスの(定法)
 当信組は、お客様の金融商品等に関する知識・経験、お取引の目的・ニーズを把握し、お客様にとって最適であると考えられる金融 商品・サービスをお勧めいたします。
 「従業員に対する適切な動機づけの枠組み等」

6

当信組は、お客様にとって誠実・公正な業務運営がなされるよう、従業員の研修や評価の枠組みを整備し、適切な内部管理態勢の整 備に取り組んで参ります。

顧客保護等管理方針

お客様保護のための基本方針

当組合は、法令、諸規則、諸規程(以下「法令等」といいます。)を遵守して誠実かつ公正に事業を遂行し、当組合の商品・サービ ス(以下「商品等」といいます。)を利用し又は利用しようとされる方(以下「お客様」といいます。)の正当な利益の確保及びそ の利便性の向上を図り、もってお客様からの信頼を確保するために継続的に取り組みます。 2. お客様への説明について

- 当組合は、法令等を遵守して、お客様への説明を要するすべての商品等について、お客様の取引目的、ご理解、ご経験、ご資産の状 況等に応じた適切かつ十分な商品説明と情報提供を行います。
- 3 お客様からのご相談 苦情等について

当組合は、お客様からのご相談、苦情等について、迅速かつ誠実に対応し、お客様の正当な利益を公正に確保して、もって当組合の 事業についてお客様のご理解が得られるように努めます。

- 4 お客様の情報管理について
 - (1)当組合は、お客様の情報について、これを適法かつ適切な手段で取得し、正当な理由なく、当組合がお客様にお示しした利用 目的の範囲を超えた取扱や外部への提供を行いません。
 (2)当組合は、お客様の情報の正確性の維持に努めるとともに、お客様の情報への不正なアクセスや情報の流出等の防止のため、
 - 適切かつ十分な安全保護措置を講じます。
- 5

. 当組合の業務を外部委託する場合におけるお客様情報の取扱やお客様への対応について 当組合がその業務を第三者に外部委託する場合においても、お客様の情報及びお客様への対応が適切に行われるように外部委託先を 管理します。なお、お客様からのご相談・苦情等につきましては、当信用組合の次のお問い合わせ窓口までお申し出下さい。

- 【お問い合わせ窓口】 福岡県医師信用組合 お客様相談室 電話 092-431-4964

受付時間9:107217:1000(ただし、当組合の休業日を除く) 受付時間9:00~17:00(ただし、当組合の休業日を除く) ※苦情等のお申し出は当信用組合のほか、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています。 詳しくは当信組お客様相談室へご相談ください。 〇 しんくみ相談所 電話 03-3567-2456 相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の了解を得たうえで当該の信用組合に対し迅速な解決を要請し

ます。

※紛争解決を図る場合には東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下、「東京弁護士会等」という)のほか、福岡県 弁護士会が設置運営する紛争解決センターに依頼することも可能ですので、当組合お客様相談室またはしんくみ相談所へお申し出下 さい。また、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。なお、東京弁護士会等では、東京以外の地域の方々からの 申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

 ④ 移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。
 ※例きば、控用した第七次の一にませた教育し、以後、半数な雑士会の仲裁センターです。

 ① 移管調停:東京以外の弁護工会の件級センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続を進めることができます。
 ② 現地調停:東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等によ り、共同して解決にあたります。

- ※例えば、お客様は福岡県弁護士会の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会の斡旋人とは面談で、東京の弁護士会の斡旋人 ※約える、約47%は1回回来方蔵エムの14数センターにの感じいただと、当該方蔵エムの47歳へとは回設で、東京の弁護エムの47歳 とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続を進めることができます。 (注)移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。下記、弁護士会等のいずれかに
- ご照会ください。
- 0
- 東京弁護士会紛争解決センター 電話 03-3581-0031 (平日の09:30~15:00) 第一東京弁護士会仲裁センター 電話 03-3595-8588 (平日の09:30~16:00) 第二東京弁護士会仲裁センター 電話 03-3581-2249 (平日の09:30~17:00) \cap
- 電話 092-741-3208 (平日の10:00~19:00) (土日祝日の10:00~13:00) 天神弁護士センタ-0 \cap
 - 電話 093-561-0360 (平日の09:30~15:30) 北九州法律相談センタ-
- 久留米センター 電話 0942-30-0144 (平日の10:00~16:00) Ο

中小企業金融円滑化法の期限到来後の対応について

中小企業金融円滑化法は、平成25年3月末日をもって、期限が到来いたしましたが、福岡県医師信用組合は今後も同法の趣旨に基 づく対応を継続してまいります

○金融円滑化法期限到来後の取組につきましては、全役職員への周知を徹底し、従前と変わらぬ対応に努めてまいります。 ○お客様からの新規融資や貸付条件の変更等のご相談・お申し込みに対しましては、お客様のご事情を十分に勘案し、迅速かつ真摯

に対応いたします

〇貸付条件の変更等のお申し込みには、関係する他の金融機関と連携を図りながら、できる限り円滑な資金供給とお客様の経営改善 に向けた取り組みへの積極的な支援を実施いたします。

〇お客様が抱える問題や課題に対しましては、お客様の立場に立って最適な解決策のご提案ができるよう努めてまいります。

「経営者保証に関するガイドライン」への方針 福岡県医師信用組合では、平成25年12月5日に経営者保証に関するガイドライン研究会が公表した「経営者保証に関するガイド

福岡県医師信用組合では、平成25年12月5日に経営者保証に関するカイドライン研究会が公表した「経営者保証に関するカイドライン」を尊重し、遵守するための体制整備を実施いたした。
 当信用組合は、今後、お客様と保証契約を締結する場合、また、保証人のお客様が本ガイドラインに即した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。
 〇経営者保証に関するガイドラインの取り組み状況
 令和3年度に当組合において、「新規に無保証で融資した件数」は31件(前年度26件)、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」は10.96%(前年度14.36%)となっております。

事業概況

* 未 104 200 資金調達面では、「預金積金」平均残高 706億 95百万円、期末残高 741億 55百万円となりました。 資金運用面では、「預け金」平均残高 435億 77百万円、期末残高 467億 23百万円、「有価証券」平均残高 124億 52百万円、期末残高 138億 86百万円、「貸出金」平均残高 187億 15百万円、期末残高 189億 70百万円となりま した。

「税引前当期純利益」 2億35百万円、「当期純利益」 1億70百万円となりました。 「組合員」 5,090名、「出資金」 46百万円となりました。 福岡県医師信用組合は、今後もなお一層健全経営を心がけみなさまのお役にたつよう努力いたします。

業務指標				(単位:千円)
区分	令和3年度末	令和2年度末	区分:	令和3年度末令和2年度末
業務純益	219, 933	205, 511	支払利息の増減	△ 1,878 △ 1,251
業務粗利益	549, 012	497, 978	受取利息の増減	41, 069 36, 300
資 金 利 益	533, 794	490, 846	資金運用利回り	0. 71% 0. 72%
資金運用収益	535, 453	494, 383	資金調達原価率	0. 41% 0. 46%
資金調達費用	1, 659	3, 537	預金貸出金利鞘	1.08% 1.04%
役務取引等利益	387	△ 215	総資金利鞘	0. 30% 0. 26%
役務取引等収益	1, 880	1, 849	預貸率(期 末)	25.58% 27.43%
役務取引等費用	1, 492	2, 065	預貸率(期中平均)	26. 47% 28. 49%
その他業務利益	14, 830	7, 348	預証率(期 末)	18.72% 19.59%
その他業務収益	14, 830	7, 348	預証率(期中平均)	17. 61% 17. 92%
その他業務費用	—	—	実質業務純益	260, 634 205, 885
業務粗利益率	0.73%	0. 73%	コア業務純益	245, 804 198, 537
総資産経常利益率	0.31%	0.17%	コア業務純益	245, 804 198, 537
総資産当期純利益率	0. 22%	0.12%	(投資信託解約損益除く)	243, 004 198, 337
				(単位:千円)

																										「中口		1 1 1/	
Ľ	ζ			5	令	和	3	年。	度	令	和 2	2 左	F 度		-						分	令利	Π 3	年度	更 令	冫和	2	年月	£
ě	子 金 子	運用勘定	「土井	匀残高	5 7	4, 7	93,	498		6	7, 92	1, 3	87	資	金	調	重勘	定	₽圪	匀残	高	70	, 695	, 349		64, ()89,	880	
	う	ち貸	H	1 3	1	8, 7	15,	214		18	8, 26	2, 2	62		う	ち	預	į £	Ì	積	金	70	, 695	, 349		64, ()89,	880	
	う	ち預	(ナ・金	2 4	3, 5	77,	237		3	8, 12	3,6	13		う	ち	譲	渡	性	預	金			_				_	
	5	ち金融機	関貨	ぞけ 等	5			_							う	ţ	ò	借	月	3	金			—				—	
	う	ち 有	価	証券	1	2, 4	52,	891		1	1, 48	7, 3	57	資	〔金	:調	達	勘	定	利	息		1	, 659			3,	537	
j	£ 金	運用甚	り定	利息	l	5	35,	453			49	4, 3	83	T	う	ち	預	į 4	1	積	金		1	, 659			3,	537	
	う	ち貸	H	1 3	<i>i</i>	2	79,	908			27	5,6	69		う	ち	譲	渡	性	預	金			—				—	
	う	ち預	(-	ナ・金			51,	373			4	4, 3	64		う	ち	ò	借	月]	金			—				—	
	うう	ち金融機	関貨	ミ付等				—					_	資	〔金	調	達甚	勘 定	[利	回	り		0	. 00%			0.	00%	
	う	ち 有	価	証券	i.	1	90,	169			17:	2, 4	29]	う	ち	預	į 4	1	積	金		0	. 00%			0.	00%	
Ì	£ 金	運 用 勘	定利	回り			0.	71%				0.7	2%	T	う	ち	譲	渡	性	預	金			_				—	
	う	ち貸	H	1 3	<i>2</i>		1.	49%				1.5	0%		う	ţ	ò	借	月]	金			—				—	
	う	ち預	. (ナ・金	<i>b</i> .1		0.	11%				0.1	1%																
	うう	ち金融機	関貨	ミ付等																									
	う	ち有	価	証券	÷		1.	52%				1.5	0%	1															

经堂指檀

経営	指標							(単位:千円)
項			目	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
経	常	収	益	562, 476	512, 535	480, 306	432, 039	386, 064
経	常	利	益	235, 922	120, 777	160, 131	86, 456	52, 799
当	期 約	拒 利	益	170, 603	88, 385	114, 347	61, 034	36, 269
預	金積	金残	高	74, 155, 111	67, 368, 396	63, 195, 489	63, 143, 395	61, 889, 075
貸	出金	え 残	高	18, 970, 362	18, 480, 901	17, 931, 204	15, 885, 341	13, 234, 445
有	価証	券残	高	13, 886, 869	13, 198, 018	13, 427, 486	12, 963, 721	12, 518, 273
総	資	産	額	79, 721, 201	72, 846, 009	68, 517, 589	68, 503, 902	66, 844, 547
純	資	産	額	5, 062, 545	4, 961, 384	4, 823, 801	4, 827, 077	4, 528, 162
自	己 資	本 比	率	12.82 %	13.16 %	13.39 %	14.16 %	15.63 %

貸倒引当金 · 貸出金償却

項				Ш	令和3年度末	令和2年度末	項						Ш	令和3年度末	令和 2	年度末
貸	倒	引	当	金	187, 184	152, 159	貸	倒	引	当	金	増	減	35, 025		94, 062
	般貨	資 倒	引 当	金	99, 172	58, 471		一般	貨	倒引	当	金増	減	40, 701		374
個	別貨	資 倒	引 当	金	88, 012	93, 688		個別	貸	倒 引	当	金増	減	△ 5,676		93, 688
貸	出	金	償	却	_	_	貸	出	金	償	却	増	減		Δ	1, 882

(単位:千円)

預	金		(単位:千円)	融資	Ę		(単位:千円)
科	日	令和3年度平残	令和2年度平残	科	目	令和3年度平残	令和2年度平残
普通	預 金	54, 108, 456	47, 963, 591	手形貨	覧 付	-	—
貯蓄	預金	_	_	証書貨	資 付	18, 715, 214	18, 262, 262
通知	預金	_	_	合	計	18, 715, 214	18, 262, 262
	預金	134, 270	120, 043				
納税準		233, 971	212, 495	使	途	令和3年度末残	令和2年度末残
	預金	15, 395, 236	14, 928, 592		£ 金	10, 316, 338	10,062,365
	積金	823, 414	865, 157		£ 金	8, 654, 023	8, 418, 536
合	計	70, 695, 349	64, 089, 880	合	計	18, 970, 362	18, 480, 901
		<u> </u>	i			, ,	, ,,
人	格	令和3年度末残	令和2年度末残	担保伊	₹ 証	令和3年度末残	令和2年度末残
個	人	22, 219, 030	21, 419, 017	預金積		149, 179	246, 105
法	人	51, 936, 081	45, 949, 379	不動	産	12, 589, 591	12, 625, 228
	法人	51, 936, 081	45, 949, 379	保証協		730, 108	590, 835
	機関			保	証	5, 164, 777	4, 342, 478
公	<u>金</u>			信		336, 707	676, 255
合	計	74, 155, 111	67, 368, 396	合	計	18, 970, 362	18, 480, 901
定期預:	金区分	令和3年度末残	令和2年度末残	業種別	残 高	令和3年度末残	令和2年度末残
固定	金利	16, 127, 805	16, 166, 326	医療、	福 祉	18, 970, 362	18, 480, 901
変 動	金利	_	_	合	計	18, 970, 362	18, 480, 901
その)他	_	_	※構	戓比は、	「医療、福祉」100	%です。
合	計	16, 127, 805	16, 166, 326			分は日本標準産業分類	頃の大分類に準じて
				記言	載してま	おります。	
内国為替			(単位:百万円)	-			(単位:千円)
送金	振込	令和3年度末残		融資区			令和2年度末残
仕向	件数	11,990 件	11,341 件	固定会		730, 108	590, 835
	金額	31, 150	30, 810	変動会		18, 240, 254	17, 890, 066
被仕向	件数	1,347 件	1,038 件	合	計	18, 970, 362	18, 480, 901
版任内	金額	2, 007	2, 317				
÷	sie.			/ N TTT 44 / 1	r		
有価証			(単位:千円)	代理貸付			(単位:千円)
科		令 札 3 年 度 半 残		科			
	/ +		令和2年度平残 0,070,000			令和3年度末残	令和2年度末残
国	債	6, 636, 423	^{- 17} 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	全国信用	協同	令 和 3 年 度 末 残 —	今 和 2 年 度 末 残
地 方	う 債			全国信用 組合連合	 協同 会	令 和 3 年 度 末 残 ———————————————————————————————————	今 和 2 年 度 末 残
地 方 短 期	<u>;</u> 債 社 債	6, 636, 423 	6, 670, 039 	全国信用 組合連合 独立行政	 協同 会 法人		<u>令和2年度末残</u>
地 方 短 期 社	ī 債 <u>社</u> 債 債	6, 636, 423 		全国信用 組合連合 独立行政 福祉医療	点同 会 法人 機構	令和3年度末残 一	今和2年度末残
地 方 短 期 社 株	7 債 社 債 債 式	6, 636, 423 — — 4, 251, 377 —	6, 670, 039 	全国信用 組合連合 独立行政 福祉医療 (債務保	」 協同 会 法人 機構 証	令和3年度末残 一 一 ((一)	<u>令和2年度末残</u> ()
地 方 短 期 社 株 外 国	方 債 社 債 【 債 工 券	6, 636, 423 — 4, 251, 377 — 547, 670	6, 670, 039 	全国信用 組合連合 独立行政; 福祉医療相 (債務保調 見返額)	協会 同 人 機 証		
地 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	<u>債</u> 社債 て 証券 の証券	6, 636, 423 — 4, 251, 377 — 547, 670 1, 017, 420	6, 670, 039 	全国信用 組合連合 独立行政 福祉医療 (債務保	」 協同 会 法人 機構 証		
地 方 短 期 社 株 外 国	方 債 社 債 【 債 工 券	6, 636, 423 — 4, 251, 377 — 547, 670	6, 670, 039 	全国信用 組合連合 独立行政; 福祉医療相 (債務保調 見返額)	協会 同 人 機 証		
地 方 短 期 社 株 外 国 そ の 他	<u>す 社 債 債 債 式 券 計</u>	6, 636, 423 — 4, 251, 377 — 547, 670 1, 017, 420 12, 452, 891	6, 670, 039 	全国信用 組合連合。 独立行政; 福祉医療相 (債務保 見返額) 合	協会 法機 証 計	 ()	 ()
地 方 短 社 株 外 の 他 科	5 債 社 債 重 の 証 券 計 目	6, 636, 423 — 4, 251, 377 — 547, 670 1, 017, 420	6, 670, 039 	全国信用1 組合並行政; 福祉(債務保) 見返額) 合	·協会 法機構 同 / 人 版 / 計 / 目	 () 一 令和3年度末残	 ()
地 方 短 社 株 外 て 合 科 国	5 社 債 債 武 券 計 目 債	6, 636, 423 — 4, 251, 377 — 547, 670 1, 017, 420 12, 452, 891 令和3年度末残	6, 670, 039 — 3, 187, 601 — 599, 999 1, 029, 717 11, 487, 357 令和2年度末残	全国信用1 組合 独立行废粮 福祉務務() 合 科 株	· 協会 法機 証 計 目式	 () () 一 令和3年度末残	 ()
地 方 期 社 株 外 て 合 科	5 社 債 債 武 券 計 目 債	6, 636, 423 — 4, 251, 377 — 547, 670 1, 017, 420 12, 452, 891 令和3年度末残 6, 145, 520	6, 670, 039 	全国信用1 組合並行政; 福祉(債務保) 見返額) 合	· 協会 法機 証 計 目式	— — (—) — 令和3年度末残 —	 ()

	減	損	後	簿	囼	6, 145, 520	6, 648, 671
	時				価	6, 677, 210	7, 303, 330
	評	価	ī	損	益	531, 689	654, 658
坿	<u>h</u>		方		債		
	減	損	後	簿	価	—	—
	時				価	_	_
	評	価	ī	損	益	—	—
短	Ī	期	ł	性	債		
	減	損	後	簿	囼	—	—
	時				価	—	—
	評	価	ī	損	益	—	—
袉	t				債		
	減	損	後	簿	価	5, 000, 000	3, 600, 000
	時				価	5, 052, 790	3, 674, 500
	評	佃	ī	損	益	52, 790	74, 500

※当組合は、商品有価証券を保有していません。

10

評価損益

減損後簿価

評価損益

その他の証券 減損後簿価

評価損

有価証券合計 減損後簿価

価損

券

価

価

益

価

益

外国証

時

時

時

評

460

600, 000

600, 239

1, 027, 354

1, 620, 449

11, 876, 026

13, 198, 518

1, 322, 491

593, 094

239

500, 000

500, 460

1,009,119

1,657,089

12, 654, 640

13, 887, 549

1, 232, 908

647, 969

有伯	西証券種	重類別	残存	期間	튑別	残高	5								(単位:千円)
科			目	年		度	1 年	5 以	内	1 年 超 5 年 以 内	5年超10年以内	1	0 左	F 超	期間の定めのないもの
玉			債	2	年	度		505, 40	0	1, 121, 250	_	Ξ,	5, 676,	680	—
			貝	3	年	度		503, 53	0	606, 360	_	-,	5, 567,	320	
地	ナ	-	債	2	年	度		_	-		_				_
205		,	庾	З	年	度		_	-						
短	期	社	債	2	年	度		_	-		—			_	_
νπ	791	ΥL	貝	3	年	度			-	_	_				_
社			債	2	年	度			_	709, 990	306, 390		2, 658,	120	_
ΤT			貝	3	年	度			_	905, 480	402, 110	4,	3, 745,	200	_
株			芁	2	年	度			_		—			—	—
ኘጥ			щ	3	年	度			_		—			—	—
外	玉	証	券	2	年	度			-	300, 439	199, 300		100,	000	_
21		рШ	ም	3	年	度		200, 22	0	199, 560	_		100,	000	_
そ	の他	の証	券	2	年	度		_	_		_				1, 620, 449
Ľ		い 11	. 分	3	年	度		_	_		_				1, 657, 089
合			計	2	年	度		505, 40	0	2, 131, 679	505, 690	8	3, 434,	800	1, 620, 449
			άl	3	年	度		703, 75	0	1, 711, 400	402, 110	9	9, 412,	520	1, 657, 089

満期保有目的の債券

(単位:千円)

					令和	3年度				令和2年度		
	種		類	貸借対照表 計 上 額	時	価	差	額	貸借対照表 計 上 額	時 価	差	額
	国		債			_		_				
	地	方	債	_		_		_				_
時価が貸	短	期社	債	_		_		_				_
借対照表 計上額を	社		債	_		_		_				_
訂上額を 超えるも	株		式	_					_	_		_
通えるし	外	国 証	券	100, 000	10	0, 680		680	100, 000	100, 500		500
••	そ(の他の証	E券	_				_				_
	小		計	100, 000	10	0, 680		680	100, 000	100, 500		500
	国		債	_					_	_		_
	地	方	債	_					_	_		_
時価が貸	短	期社	債	_					_	_		_
借対照表 計上額を	社		債	_					_	_		_
ョエ 超えない	株		式					_	—	—		—
超えない。もの	外	国証	券			—		—	—	_		—
	そ(の他の証	E券	_				_	_	_		_
	小		計	_		_		—	_			—
合			計	100, 000	10	0, 680		680	100, 000	100, 500		500

注) 1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 貸借対照表計上額と時価が同額の場合、【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】に計上しております。

その他有価証券

(単位:千円)

щат о	1 .							(単位:十円)
				令和3年度			令和2年度	
種		類	貸借対照表 計 上 額	取得原価	差額	貸借対照表 計 上 額	取得原価	差額
玉		債	6, 677, 210	6, 145, 520	531, 689	7, 303, 330	6, 648, 671	654, 658
地	方	債	_	_	_		_	_
短	期 社	債			_			
社		債	3, 661, 200	3, 600, 000	61, 200	3, 574, 810	3, 500, 000	74, 810
株		式	_	_	_			
外	国 証	券	200, 220	200, 000	220	201, 260	200, 000	1, 260
その	刀他の証	E券	1, 657, 089	1, 009, 119	647, 969	1, 620, 449	1, 027, 354	593, 094
小		計	12, 195, 719	10, 954, 640	1, 241, 078	12, 699, 849	11, 376, 026	1, 323, 822
国		債	_	_	_	—	_	—
地	方	債	_	—	—			
短	期 社	債	_	_	_			
		債	1, 391, 590	1, 400, 000	△ 8, 410	99, 690	100, 000	△ 310
株		式		_	_			
外			199, 560	200, 000	△ 440	298, 479	300, 000	△ 1, 521
そ(の他の証	E券	_					
小		計	1, 591, 150	1, 600, 000	△ 8,850	398, 169	400, 000	△ 1,831
		計	13, 786, 869	12, 554, 640	1, 232, 228	13, 098, 018	11, 776, 026	1, 321, 991
-	種国地短社株外そ小国地短社株外そ	国 地 短 社 株 外 そ 小 国 地 短 社 株 外 そ 小 国 地 短 社 株 外 そ の 期 国 他 の 方 社 社 株 外 の の 、 期 国 他 の 方 社 社 株 外 の の 、 期 国 他 の 方 社 社 株 外 の の 、 期 国 他 の 方 社 社 株 外 の の 、 男 他 の う た 社 社 株 外 の の 、 男 他 の う た 社 社 株 外 の の 、 男 他 の う た 社 社 株 外 の の 、 二 和 国 他 の う た 社 社 株 外 の の 、 二 和 日 他 の う た 社 本 本 一 、 和 日 他 の う た 社 一 本 和 一 の 日 他 の う 社 一 本 和 一 の 日 他 の の う 社 一 本 和 一 の 日 他 の の の 一 か 日 他 の の 一 の 日 他 の の 一 の 日 他 の の の 一 の 日 一 の の の 日 他 の の の 一 の 日 他 の の の の の の 日 一 の の の の の の の の の の の の の	種国地短社株外方花株外そ小国方社社本のの方大近証証証証面ののの方社近証証証証証証証回の方社債債債債気券券計	種 類 貸借対照表 計 上 額 国 債 6,677,210 地 方 債 短期社債 短期社債 社 債 3,661,200 株 式 外国証券 200,220 その他の証券 1,657,089 小 計 12,195,719 国 債 短期社債 短期社債 粒 賃 1,391,590 株 式 外国証券 199,560 その他の証券 小 計、591,150	種 類 令和3年度 貸借対照表 計 上 額 取得原価 国債 6,677,210 6,145,520 地方債 — — 短期社債 — — 短期社債 — — 粒債 3,661,200 3,600,000 株式 — — 外国証券 200,220 200,000 その他の証券 1,657,089 1,009,119 小 計 12,195,719 10,954,640 国債 — — 短期社債 — — 短期社債 — — 短期社債 — — 知 估債 1,391,590 1,400,000 株式 — — 外国証券 199,560 200,000 その他の証券 — — 小 訂 1,591,150 1,600,000	種類 貸借対照表 計 上額取得原価差額国債6,677,2106,145,520531,689地方6短期社債粒債3,661,2003,600,00061,200株式外国証券200,220200,000220その他の証券1,657,0891,009,119647,969小計12,195,71910,954,6401,241,078国債短期社債牧国証券1,391,5901,400,000 \land 8,410株式小計199,560200,000 \land 440その他の証券小計1,591,1501,600,000 \land 8,850	種類令和3年度貫信算信対照表 計上額取得原価差額貸借対照表 計上額国債6,677,2106,145,520531,6897,303,330地方「———短期社債————七債3,661,2003,600,00061,2003,574,810株式———外国証券200,220200,000220201,260その他の証券1,657,0891,009,119647,9691,620,449小計12,195,71910,954,6401,241,07812,699,849国「————短期社債—————牧 国1,391,5901,400,000 \triangle 8,41099,690株式————外国計199,560200,000 \triangle 4440298,479その他の証券————小計1,591,1501,600,000 \triangle 8,850398,169	種項借令和3年度令和2年度種類 計算借対照表 計取得原価差額算借対照表 計取得原価国債6,677,2106,145,520531,6897,303,3306,648,671地方債————短期社債—————短期社債3,661,2003,600,00061,2003,574,8103,500,000株式—————外国証券200,220200,000220201,260200,000その他の証券1,657,0891,009,119647,9691,620,4491,027,354小計12,195,71910,954,6401,241,07812,699,84911,376,026国債—————拉損1,391,5901,400,000 \triangle 8,41099,690100,000株式—————外国証券199,560200,000 \triangle 440298,479300,000その他の証券——————小計1,591,1501,600,000 \triangle 8,850398,169400,000

注) 1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他の証券」は、投資信託です。

貸借対照表														(単位:千円)
资 g	産	令和3年度	令和2年度	負	L 们	責及	Ł	び	純	資	産	令和3	年度	令和2年度
現	金	26, 977	47, 184			4	ž		積		金	74, 15		67, 368, 396
預け	金	46, 723, 274	40, 976, 757		当		座		預		金			
買 入 手	形				普		通		預		金	57, 65	8, 223	50, 873, 757
コ ー ル ロ ー	ン				貯		蓄		預		金			
買現先勘	定				通		知		預		金			
債券貸借取引支払保証	金				定		期		預		金	15, 30	4, 839	15, 261, 821
買入金銭債	権				定		期		積		金	82	2, 966	904, 505
金銭の信	託				そ	の	ſt	<u>h</u>	の	預	金	36	9, 083	328, 311
商品有価証	券			譲	ł	渡		性	Ť	湏	金			
有 価 証	券	13, 886, 869	13, 198, 018	借	ī			用			金			
国	債	6, 677, 210	7, 303, 330			涯	吏		手		形			
地 方	債			⊐			ル		マ	ネ	_			
短 期 社	債			売	5	現		先	ŧ	劸	定			
社	債	5, 052, 790	3, 674, 500	債	券				受入	担任				
株	式	, ,	. ,				ヤ							
その他の証	券	2, 156, 869	2, 220, 188	外		Ξ	Ē		為		替			
貸出	金	18, 970, 362	18, 480, 901			໑		他		負	債	9	6, 328	82, 768
(割引手	一形	,,	,,		未	決	7		為	替	借	-	-,	,
手形貸	付				未		 払	•	費		用		2, 055	3, 401
証書貸	付	18, 970, 362	18, 480, 901		給	付	有	峀	填	備	金		_, 000 54	93
当座貸	越	10,070,002	10, 100, 001		未	払	泛		人	税	等	6	6, 929	50, 979
外国為	替				「前	14	<i>"</i> 受	2	収		立益		3, 348	22, 823
その他資	百産	122, 033	109, 404		そ	の	ſt	h	_ກ	負	債		3, 940	5, 470
未決済為替	住貨	122, 000	100, 404	賞		与		引		ц Ц	金金		0, 040	0, 470
全信組連出資	点 金	48, 000	48, 000			 و		与	引	_ 当	金金			
前払費	一用	40, 000	40, 000	退退		▼ ♪ 戦 糸		一付	引	一当	金	12	7, 714	121, 529
新 伍 頁 未 収 収	益	73, 837	61, 208			, 退		慰		 引当			5, 362	12, 489
未収還付法人税	等	70,007	01, 200	以特		」法						·	0, 002	12, 400
その他の資	守産	196	196			延	 税)」 金	, 負	量債	24	9, 924	285, 227
有形固定資	産産	175, 988	176, 747										4, 214	14, 214
, ル 山 た 貞 建	生物	12, 537	13, 270			山IC 矛		אוי ע	保	ر عند ن	正。	•	т, стт	17, 217
<u>走</u>	¹⁰⁰ 地	157, 880	157, 880			1.		債	I.		計	74 65	8, 656	67, 884, 625
エ リ ー ス 資	地産	107,000	107,000		純			資資		ī	童)	74,00	0, 000	07, 004, 020
建設仮勘	産定			、出				員資			(全 金	1	6, 777	47, 894
その他の有形固定資		5, 571	5, 596	ш	I	普	ì		出	資	金		6, 777	47, 894
新一般 固 定 資	産産	2, 879	9, 155			昼優	بر ج		出	資資	金	т	0, 777	47,004
	産ア	1, 855	5, 105 7, 416	傎	<u>і</u> ±									
		1,000	7,410	医 資		本		甲剰		余	· 亚 金			
の れ リース資	ん 産			貝	•	平資	オ			「備	亚 金			
その他の無形固定資		1, 024	1, 739						 資本					
~ 6 0 他 0 無 1 固 定 員 繰 延 税 金 資	産産	1, 024		利	I	益		剰		*"" 余	r 亚 金	1 00	7, 198	3, 919, 985
森 <u></u> 焼 並 員 再評価に係る繰延税金資				ተ!	J	<u></u> 一利	壵		, 準	「備	亚 金		0, 000	3, 919, 983 70, 000
									 利益				0, 000 7, 198	
	返 金	A 107 104	A 152 150						M 益 積					
													0, 000	3, 720, 000
(うち個別貸倒引当金	2)	(🛆 88, 012)	(🛆 93, 688)						給与			() 7 100	
				_					処分			19	7, 198	129, 985
				日		己在	優		先,、	出 === #	資			
						優先							0 075	0 007 077
				組							計		3,975	
						也の有						89	1, 394	956, 328
				繰					ジ					
				±		,再							7, 176	37, 176
						· 拍		Ī差		等台			8, 570	993, 504
				純		Ĭ	Ĩ		産		計		2, 545	4, 961, 384
合	計	79, 721, 201	72, 846, 009	合	•						탁	79, 72	1.201	72, 846, 009

【貸借対照表関係注記事項】

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示してお ります

- 2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあ るものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証 券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 3. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 4.土地の再評価に関する法律(平成10年法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額 については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を 「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。 再評価を行った年月日 平成12年3月31日

 - 当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 106,489,746円 当該事業用土地の再評価後の帳簿価格 157,880,692円
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年政令第119号)に基づいて算出 5. 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物付属設備を除く)並びに平成2 8年4月1日以後に取得した建物付属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとお りであります。
 - 建物 該当なし その他 5年~20年
- 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利 6 用可能期間(5年)に基づいて償却しております
- 7.外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。破疑懸念先債権に相当する債権については、責権額がも担保の処分所能見込ます。 、 着及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先 債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てて おります。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定をしており、その査定結果 により上記の引当を行っております。

- 9. 当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合設立型企業年金基金)に加入しており、当組合の 拠出に対応する年金試算の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理 しております。
 - なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は 次のとおりであります。
 - 当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。
 - (1)制度全体の積立状況に関する事項(令和2年3月31日)
 - 年金資産の額 238,577百万円 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 229,590百万円 差引額 8.987百万円
 - (自令和2年4月1日 至令和3年3月31日) (2)制度全体に占める当組合の掛金拠出割合 0 094%
 - (3) 上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高15,766百万円であります。 本制度における過去勤務債務の償却方法は期間12年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、当該償却に充 てられる特別掛金3百万円を費用処理しています。なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の 標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しません。
- 10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年 度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 11. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するもの については、通常の賃貸借取引(又は売買取引)に準じた会計処理によっております。
- 12. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 13. 協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正(令和2年1月24日内閣府令第3号)が令和4年3月31日から 施行されたことに伴い、協同組合による金融事業に関する法律の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための救急 措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。
- 14 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は預金業務、融資業務、市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、各種のリスクを総体的に捉え て業務の健全性等を確保すべく、統合的なリスク管理を行っております。

- 金融商品の内容及びそのリスク (2) 当組合が保有する金融資産は、主として組合員に対する貸出金や有価証券及び金融機関向けの預け金です。貸出金については主に顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。また、有価証券は主に債券・上場不動 産投資信託(REIT)であり、満期保有目的・その他有価証券で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク 及び金利の変動リスク・為替の変動リスク・時価格の変動リスクをに晒されております。金融機関向けの預け金につい ては、預け先金融機関の信用リスク及び金利の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主として組合員からの 預金であり、流動性リスクや金利の変動リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- 信用リスクの管理

当組合は、融資取扱基準及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限 度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しており を設い、「高州情報管理、「3時間時、休証」で担保の設定、「問題債権、60万応など与信管理に関する休暇を整備した者しておう ます。これらの与信管理は融資グループの他、リスク管理グループにより行われ、また定期的に理事会等において経営陣 により、審議・報告をおこなっております。さらに与信管理の状況については、監事監査の対象としております。有価証 券の発行体の信用リスクに関しては、有価証券運用規程等により信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理してお ります。金融機関向けの預け金については、信用情報等を中心に管理しております。

 ① 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、統合的リスク管理によって組合全体の金利変動リスクを管理しております。リスク管理基準において、リスク 管理方法や手続等を明記しており、常務理事会等において決定された統合的リスク管理方針等に基づき、常務理事会にお いて実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には資金証券グループ等において金融資産及 び負債の状況を総合的に把握し、金利ショックを与えた場合の現在価値の変化を定量的に捉える等してモニタリングを行

【貸借対照表関係注記事項】

い、月次ベースで常務理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当組合は、保有する有価証券(債券)の一部において、為替の変動リスクを有しており、マーケット環境や為替レート等 の変化を継続的にモニタリングしております。又リスク管理基準においてリスク管理方法や手続等を明記しているととも に、統合的リスク管理の枠組みの中で定量的にリスクを捉えております。 (iii) 価格変動リスクの管理

当組合は、保有する上場不動産投資信託(REIT)において、市場価格の変動リスクを有しており、マーケット環境や市場価格の変化を継続的にモニタリングしております。又リスク管理基準においてリスク管理方法や手続等を明記しているとと もに、統合的リスク管理の枠組みの中で定量的にリスクを捉えております。

当組合ではデリバティブ取引を行っておりません。 (iv) デリバティブ取引

(v)市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数のうち金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金・積金」であります。当組合ではこれらの金融資産及び金融負債について、保有期間1年・ 観測期間5年間で計測される99パーセンタイル金利変動幅を用いた経済価値の変動額を金利リスク量とし、金利変動リ スクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該変動額の算出にあたっては、再評価法を用い、金利が99 パーセンタイル変動幅だけ変化した時の時価総額を再計算し、変化前後の時価総額の差額を用いて当該リスク量としてお ります。令和4年3月31日(当期の決算日)現在での当組合の金利リスク量(経済価値の減少額)は220百万円と りより。5和4年5月31日(当期の決算日)現在での当組日の並利り入り重(経済価値の減少額)は220日カ日2 なっております。ただし、当該リスク量は金利以外のリスク変数が一定の場合を想定しているため、金利以外のリスク変 数が変化した場合のリスク量は捕捉できません。また99パーセンタイル変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額 を超える影響が生じる可能性があります。為替リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」のうち債券の一部 であり、10%円高方向に変動した場合の経済価値の変動額を為替リスク量とし、為替変動リスク管理にあたっての定量 的分析に利用しております。令和4年3月31日(当期の決算日)現在で当組合の為替リスク量(経済価値の減少額) は、1百万円となっております。

価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」のうち上場不動産投資信託(REIT)であり、バリュー・ アット・リスク(VaR)を用いて価格変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。VaRの算定にあたって は、分散共分散法(保有期間6ヶ月、信頼区間99%、観測期間5年)を採用しております。令和4年3月31日(当期 の決算日)現在で当組合の価格変動リスク量(損失額の推計値)は、690百万円です。

なお、バリュー・アット・リスク(VaR)は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を 計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。 ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金調達の主要手段である預金の流動性を確保するため、資産の一部を短期の預け金等にする事で、調達と のバランス調整を計り流動性リスクを管理しております。 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

(4)

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれておりま す。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異な ることもあります。なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に変わる金額を含めて開示してお ります。

15. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価等及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把 握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)参照)。 ····· -----

また、重要性の乏しい科目に	ついては記載を省略しております。	(単位:	:百万円)
	貸借対照表計上額(a)	時価等(b)	差 額(b−a)
(1) 現金	26	26	-
(2) 預け金	46, 723	46, 729	6
(3)貸出金 (*1)	18, 970		
貸倒引当金 (*2)	△187		
(貸出金小計)	18, 783	18, 783	-
(4) 有価証券			
①満期保有目的の債券	100	100	0
②その他有価証券	13, 786	13, 786	-
金融資産計	79, 420	79, 427	6
預金 • 積金	74, 155	74, 155	0
金融負債計	74, 155	74, 155	0
(*1) 貸出金の「時価」には、	「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」	を記載しております	0

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

金融資産

(1) 現金 当該帳簿価額を時価としております。

(2)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期の ある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた 現在価値を算定しております。

(3)貸出金

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積もりが困難な債権については、 それぞれの貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下、「貸出金計上額」という。) ②新型コロナウィルス感染症対応資金として、令和2年度に制度融資(固定金利)の取扱いを行いました。当該融資に ついては、商品設計上の利率特性(一律金利)に鑑み貸出金計上額としております。

③ ①、②以外の変動金利によるものは貸出金計上額です。

(4) 有価証券

これらの時価について、上場不動産投資信託(REIT)は取引所の価格、債券は日本証券業協会(公社債店頭売買参考統計 値や取引証券会社等から提示された価格等によっております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は16か ら18に記載しております。

【 貸借対照表関係注記事項】 金融負債 (1)預金・積金 要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価と 時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現	
要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価と	
率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。 (注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融 ん。	
(単位:百万円) 区 分 貸借対照表計上額	
全信組連出資金(*1) 合計 48 48	
(*1) 上記出資金については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められ おりません。	れることから、時価開示の対象とはして
16. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「「 「社債」、「その他の証券」が含まれております。以下19まで同様であります。 (1)満期保有目的の債券	国債」、「地方債」、「短期社債」、
【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】 貸借対照表計上額 時 価	(単位:百万円) 差 額
国 債 — — — — — — — — — — — — — — — — — —	<u> </u>
地方債 – – –	-
短期社債	-
その他 100 100	-
小計 100 100	Ö
【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】	(単位:百万円)
了一一一一一一一一一一了一口一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	差 額
国 債 – – – – – – – – – – – – – – – – – –	
	_
社 債	-
その他 – – –	-
小計 合計 100 100	0
合計 100 100 (注)1.時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。	0
見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計 事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。なお、 ません。 (2)その他有価証券	
【学供対照書計上頗が取得原価な招うるまの】	(単位:五五田)
【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】 貸借対照表計上額 取得原価	(単位:百万円) 差 額
貸借対照表計上額 取得原価 国 債 6,677 6,145	
貸借対照表計上額 取得原価 国 債 6,677 地 方 債 -	差額
貸借対照表計上額 取得原価 国 債 6,677 6,145 地 方 債 – – 短期社債 – –	差 額 531 一
貸借対照表計上額 取得原価 国 債 6,677 6,145 地 方 債 - - 短期社債 - - 社 債 3,661 3,600	差 額 531 - - 61
貸借対照表計上額 取得原価 国 債 6,677 6,145 地 方 債 – – 短期社債 – –	差 額 531 - 61 648 1, 241
貸借対照表計上額取得原価国 債6,6776,145地 方 債短期社債社 債3,6613,600そ の 他1,8571,209小 計12,19510,954【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】-	差 額 531 - 61 648 1, 241 (単位:百万円)
算備対照表計上額取得原価国債6,6776,145地方債短期社債社債3,6613,600その他1,8571,209小計12,19510,954貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】貸借対照表計上額取得原価	差 額 531 - 61 648 1,241 (単位:百万円) 差 額
算借対照表計上額 取得原価 国債 6,677 地方債 - 短期社債 - 社債 3,661 その他 1,857 小計 12,195 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】 取得原価 国債 -	差 額 531 - 61 648 1,241 (単位:百万円)
貸借対照表計上額取得原価国 債6,6776,145地 方 債短期社債社 債3,6613,600そ の 他1,8571,209小 計12,19510,954貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】貸借対照表計上額取得原価	差 額 531 - 61 648 1,241 (単位:百万円) 差 額
貸借対照表計上額 取得原価 国債 6,677 6,145 地方債 - - 短期社債 - - 社債 3,661 3,600 その他 1,857 1,209 小計 12,195 10,954 【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】 貸借対照表計上額 取得原価 国債 - - 地方債 - - 短期社債 - - 社債 1,391 1,400	差額 531 - 61 648 1,241 (単位:百万円) 差額 - - - - -
貸借対照表計上額取得原価国債6,6776,145地方債短期社債社債3,6613,600その他1,8571,209小計12,19510,954【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】貸借対照表計上額国債地方債短期社債社債1,3911,400その199200	差 額 531 - - 61 648 1,241 (単位:百万円) 差 額 - - - - - - - - - - - - - - - - - - -
貸借対照表計上額取得原価国債6,6776,145地方「短期社債社債3,6613,600その他1,8571,209小計12,19510,954【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】貸借対照表計上額国「-地方「-近期社債社債1,3911,400その199200小計1,5911,600	差 額 531 - - 61 648 1,241 (単位:百万円) 差 額 - - - - - - - - - - - - - - - - - - -
貸借対照表計上額取得原価国債6,6776,145地方方短期社債社債3,6613,600その他1,8571,209小計12,19510,954【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】町得原価国債地方「短期社債社債1,3911,400その199200199200小計1,5911,600合計13,78612,554	差 額 531 - - 61 648 1,241 (単位:百万円) 差 額 - - - - - - - - - - - - - - - - - - -
貸借対照表計上額 取得原価 国 債 6,677 6,145 地 方 債 - - 短期社債 - - 社 債 3,661 3,600 そ の 他 1,857 1,209 小 計 12,195 10,954 【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】 算借対照表計上額 国 債 - - 地 方 債 - - 拉 債 1,391 1,400 そ の 他 199 200 小 計 1,591 1,600 合 計 13,786 12,554 (注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により 2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が償却減価によ 減価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をも	差 額 531 - - 61 648 1,241 (単位:百万円) 差額 - - - - - - - - - - - - -
貸借対照表計上額 取得原価 国 債 6,677 6,145 地方債 - - 短期社債 - - 社 債 3,661 3,600 その他 1,857 1,209 小 計 12,195 10,954 【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】 算備対照表計上額 国 債 - - 地方債 - - 短期社債 - - 地方債 - - 短期社債 - - 短方債 - - 短期社債 - - セカ 「負 - - 短期社債 - - セカ 「負 - - 短期社債 - - セカ 「負 - - - 短期社員 - - - 短期社員 - - - 短期社員 - - - 1,391 1,400 - - <t< td=""><td>差 額 531 - - 61 648 1,241 (単位:百万円) 差額 - - - - - - - - - - - - -</td></t<>	差 額 531 - - 61 648 1,241 (単位:百万円) 差額 - - - - - - - - - - - - -
資借対照表計上額 取得原価 国債 6,677 6,145 地方債 - - 短期社債 - - 社債 3,661 3,600 その他 1,857 1,209 小計 12,195 10,954 【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】 算備対照表計上額 国債 - - 地方債 - - 短期社債 - - 地方債 - - 短期社債 - - 短期社債 - - 短期社債 - - セ - - 短期社債 - - セ - - 短期社債 - - セ - - 短期社債 - - 1,591 1,600 - 2.その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が償却減価により書 - 2.その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が償却減価により - ※減価量を回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもく	差 額 531 - - 61 648 1,241 (単位:百万円) 差額 - - - - - - - - - - - - -
資借対照表計上額 取得原価 国債 6,677 6,145 地方債 - - 短期社債 - - 社債 3,661 3,600 その他 1,857 1,209 小計 12,195 10,954 【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】 算備対照表計上額 国債 - - 地方債 - - 地方債 - - 地方債 - - 短期社債 - - 短期社債 - - 地方債 - - 短期社債 - - 位 1,391 1,400 その他 199 200 小計 1,591 1,600 合計 13,786 12,554 (注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)して 減価 - - 減価 - - (注) 1. 貸借対照表記を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)して 減価量を当事業年度の損失として処理 (差 額 531 - - 61 648 1,241 (単位:百万円) 差額 - - - 公 8 ム0 ム8 1,232 計上したものであります。 たべて著しく下落しており、時価が償去 たべて著しく下落しており、時価が償去 って貸借対照表計上額とするとともに、 ております。なお、当事業年度における
貸借対照表計上額 取得原価 国 債 6,677 6,145 地 方 債 - - 短期社債 - - 社 債 3,661 3,600 そ の 他 1,857 1,209 小 計 12,195 10,954 【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】 算備対照表計上額 工 債 - - 地 方 債 - - 工 債 1,391 1,400 そ の 他 199 200 小 計 1,591 1,600 合 計 13,786 12,554 (注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により算 2.554 (注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)して 減価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもそくの評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)して 減損処理額はありません。 14 売却損 - 17. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。(単位:百万円) 売却価額 売却価額 431 売却損 - 19. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額(差 額 531 - - 61 648 1,241 (単位:百万円) 差 額 - - △8 △0 △8 1,232 計上したものであります。 たべて著しく下落しており、時価が償去 たべて著しく下落しており、時価が償去 さなります。なお、当事業年度における なおります。
貸借対照表計上額 取得原価 国債 6,677 6,145 地方債 - - 短期社債 - - 社債 3,661 3,600 その他 1,857 1,209 小計 12,195 10,954 【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】 算備対照表計上額 軍債 - - 短期社債 - - 2.60他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価価格等に基づく時価により 1,600 合計 1,591 1,600 合計 1,591 1,600 2.その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が償却減価に以減価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をも その評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)して 減損処理額はありません。 - 17.当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。 18.当期中に売却したたの他有価証券はたのとおりであります。(単位:百万円) 売却価額 431 売却益 14 5年超 5年超	差 額 531 - - 61 648 1,241 (単位:百万円) 差 額 - - ム8 ム0 ム8 1,232 計上したものであります。 たべて著しく下落しており、時価が償去 って貸借対照表計上額とするとともに、 ております。なお、当事業年度における
貸借対照表計上額 取得原価 国債 6,677 6,145 地方債 - - 短期社債 - - 社債 3,661 3,600 その他 1,857 1,209 小計 12,195 10,954 【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】 算備 国債 - - 地方債 - - 短期社債 - - セ方債 - - 短期社債 - - セカ<	差 額 531 - 61 648 1,241 (単位:百万円) 差額 - - Δ8 Δ0 Δ8 1,232 計上したものであります。 たべて著しく下落しており、時価が償去 1,232 計上したものであります。 たべて著しく下落しており、時価が償去 1,232 計上したものであります。 たべて著しく下落しており、時価が償去 1,232 計上したものであります。 たべて著しく下落しており、時価が償去 1,232 計上したものであります。 たべて著しく下落しており、時価が償去 1,232 計上したものであります。 たべて著しく下落しており、時価が償去 1,232 計上したものであります。 たべて著しく下落しており、時価が償去 1,232 計上したものであります。 たべて著しく下落しており、時価が償去 1,241 (単位:百万円) 1,232 1,235 1,355 1,235 1,235 1,355 1,355 1,255 1,355 1,255
算借対照表計上額 取得原価 国 債 6,677 6,145 地方債 - - 短期社債 - - 社 債 3,661 3,600 その他 1,857 1,209 小 計 12,195 10,954 【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】 取得原価 国 債 - - 地方債 - - 地方債 - - 地方債 - - 生 一 - 短月 - - 短債 1,391 1,400 その - - 199 200 - 小計 1,591 1,600 合 計 13,786 12,554 (注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)して - 減価 - - - ジョ畑 - - - 104 54 - - 11 - -	差 額 531 - - 61 648 1,241 (単位:百万円) 差 額 - - ム8 ム0 ム8 1,232 計上したものであります。 たべて著しく下落しており、時価が償去 たべて著しく下落しており、時価が償去 さなります。なお、当事業年度における
貸借対照表計上額 取得原価 国債 6,677 6,145 地方債 - - 短期社債 - - 短期社債 3,661 3,600 その他 1,857 1,209 小計 12,195 10,954 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】 算備 取得原価 国債 - - 地方債 - - 地方債 - - 短期社債 - - 国債 1,591 1,000 その他 199 200 小計 1,591 1,600 合計 1,591 1,600 合計 1,591 1,600 合計 1,591 1,600 合計 1,591 1,600 会社 1,99 200 小計 1,591 1,600 会計 1,591 1,600 会社 1,591 1,600 会社 1,591 1,600 会し、会の他有価証券で時価のあるも認められないないた	差 額 531 - 61 648 1,241 (単位:百万円) 差額 - - Δ8 Δ0 Δ8 1,232 計上したものであります。 たべて著しく下落しており、時価が償去 1,232 計上したものであります。 たべて著しく下落しており、時価が償去 1,232 計上したものであります。 たべて著しく下落しており、時価が償去 1,232 計上したものであります。 たべて著しく下落しており、時価が償去 1,232 計上したものであります。 たべて著しく下落しており、時価が償去 1,232 計上したものであります。 たべて著しく下落しており、時価が償去 1,232 計上したものであります。 たべて著しく下落しており、時価が償去 1,232 計上したものであります。 たべて著しく下落しており、時価が償去 1,232 計上したものであります。 たべて著しく下落しており、時価が償去 1,232 計上配をあります。 たべて著しく下落しており、時価が償去 1,232 計上のたものであります。 たべて著しく下落しており、時価が償去 1,235 こ たべて著しく下落しており、時価が償去 1,235 こ たべて著しく下落しており、時価が (単位:百万円) 1,232 こ たべて著しく下落しており、時価が (単位:5,567 - -
貸借対照表計上額 取得原価 国 債 6,677 6,145 地 方 債 - - 短期社債 - - 短期社債 3,661 3,600 そ の 他 1,857 1,209 小 計 12,195 10,954 【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】 貸借対照表計上額 取得原価 国 債 - - 地 方 債 - - 一 12,195 10,954 【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】 10,954 工 債 - - - 地方 債 - - - 一 1,91 1,000 - - 2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が償却減価により言 2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が償却減価により言 1. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。 13,766 12,554 (注) 1. 算備如照差額を当事業年度の損失として処理 (以下「減損処理 という。)して 減価書で回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもくろの評価差額を当事業年度の損失として処理 (単位:百万円) 売却価額 431<売却益 14<売却損 - 19	 差額 531 - 61 648 1,241 (単位:百万円) 差額 - -
貸借対照表計上額 取得原価 国 債 6,677 6,145 地方 - - - 短期社債 - - - 短期社債 3,661 3,600 2 0 社 債 3,661 3,600 2 0 0 1,209 小 計 12,195 10,954 10,954 10,954 10,954 【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】 算備力照表計上額 取得原価 12,195 10,954 【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】 12,195 10,954 10,954 【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】 1,400 その他 199 200 小 計 1,591 1,600 2,554 (注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により置 2,554 (注) 1. 貸借効照表計上額は、当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。) 1 減価まで回復する見込みがあると認められないものしついては、当該時価をもっ 2,554 (注) 1. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。 1 本 1 をの 10 2. その他有価証券になのとなのとおりであります。(単位:百万円)	差 額 531 - 61 648 1,241 (単位:百万円) 差額 - - Δ8 1,232 計上したものであります。 たべて著しく下落しており、時価が償却 1,232 計上したものであります。 たべて著しく下落しており、時価が償却 ここおります。なお、当事業年度における なのとおりです。 (単位:百万円) 10年超 5,567 - -

【貸借対照表関係注記事項】

20. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりでありま
す。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証している
ものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、
「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付け
を行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産史生慎権及ひこれらに準する慎権 額	一白万円
危険債権額	88百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	一百万円
合計額	88百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に 陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回

- 収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれら に準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶 予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月 以上延滞債権に該当しないものであります。
- なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 21. 有形固定資産の減価償却累計額 71百万円
- 22. 有形固定資産の圧縮記帳額 該当無し
- 23. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機等についてリース契約により使用しています。
 24. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 88百万円
- 25. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 該当無し
- 26. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。 繰延税金資産

	綵延柷 金頁產						
	未払事業税		4百万	Э			
	退職給付引当金	3	5百万	Э			
	役員退職慰労引当金		4百万	Э			
	その他	4	6百万	Э			
	繰延税金資産合計	9	0百万	Э			
	繰延税金負債						
	有価証券評価益	34	0百万	Э			
	繰延税金負債合計	34	0百万	Э			
	繰延税金資産純額	△24	9百万	Э			
27.	担保に提供している資産は、	次のとお	りであ	りま	す。		
	担保に提供している資産	預け金	2,	0 0	ΟĒ	ヨ万日	円
	担保資産に対応する債務	為替取引	2,	0 0	ΟĒ	ヨ万日	円
20	山谷1口当たしの純谷産菇け	F 1 A O	22	7 III	2	ィ発・	でっ

28. 出資1口当たりの純資産額は、108, 227円24銭です。

損	★	ᆂᆠ	笛	畫
頂	ш	ĀL	昦	貫

損益計算書			(単位:千円)
科目	令和3年度		令和2年度	
経 常 収 益		562, 476		512, 535
資金運用収益	535, 453		494, 383	
貸出金利息	279, 908		275, 669	
預け金利息	51, 373		44, 364	
有価証券利息配当金	190, 169		172, 429	
その他の受入利息	14, 001		1, 920	
役務取引等収益	1, 880		1, 849	
受入為替手数料	126		120	
	1, 753		1, 729	
その他業務収益	14, 830		7, 348	
国債等債券売却益	14, 829		7, 347	
国債等債券償還益				
金融派生商品収益				
そ の 他 の 業 務 収 益	0		0	
その他の経常収益	10, 312		8, 954	
貸倒引当金戻入金				
償 却 債 権 取 立 益	10, 312		8, 954	
経 常 費 用		326, 554		391, 758
資金調達費用	1,659	•	3, 537	
預金利息	1, 594		3, 397	
給付補填備金繰入額	64		139	
2 務 取 引 等 費 用	1, 492		2, 065	
	1, 349		1, 916	
その他の役務費用	143		148	
その他業務費用				
国债等债券売却損				
国債等債券償還損				
国 債 等 債 券 償 却				
そ の 他 の 業 務 費 用				
経費	288, 377		292, 093	
人件費	166, 480		169, 820	
(報酬給料手当)	(134, 895)		(138, 300)	
(退職給付費用)	(9, 057)		(8, 901)	
(その他)	(22, 527)		(22, 618)	
物 件 費	120, 109		120, 454	
	(21, 405)		(22, 506)	
(事務費)				
(固定資產費)	(49, 346)		(48, 170)	
(事業費)	(15, 322)		(13, 734)	
(人事厚生費)	(5, 272)		(5,605)	
(預金保険料)	(19, 077)		(20, 130)	
(減 価 償 却 費)	(9,686)		(10, 306)	
(雑 損)	()		()	
税 金	1, 787		1, 818	
そ の 他 の 経 常 費 用	35, 025		94, 062	
貸倒引当金繰入額	35, 025		94, 062	
貸 出 金 償 却			·	
退職給付費用(臨時分)				
その他の経常費用				
経常利益		235, 922		120, 777
ない おうか 空 かく		200, 922		120, 111
		—		
特别 资料 人名法格				100 777
税引前当期純利益		235, 922		120, 777
法人税、住民税及び事業税		75, 792		59, 463
法人税等調整額		△ 10, 474		△ 27, 070
当期 純利 益		170, 603		88, 385
繰 越 金 (当 期 首 残 高)		26, 594		41, 600
再評価差額金取崩額		_		_
目的積立金取崩額				
当期未処分剰余金		197, 198		129, 985
	1	107,100	1	. 20, 000

【損益計算書関係注記事項】

1.記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2.引当金及び準備金の繰入額は相手科目と相殺し、その超過額を計上しています。
3.出資1口あたりの当期純利益 3,647円17銭

剰余金処分計算書		(単位:千円)
科目	令和3年度	令和2年度
当期未见分剰余金	197, 198	129, 985
積立金取崩額	0	0
(目的積立金目的外取崩)	(0)	(0)
計	197, 198	129, 985
これを次のとおり処分しました。		
出資に対する配当金	3, 306	3, 391
利益準備金	—	_
特別積立金	150, 000	100, 000
退職給与積立金	—	_
言十	153, 306	103, 391
次期繰越金	43, 891	26, 594

私は、当信用組合の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの、第68期の事業年度における貸借対照表、 損益計算書および剰余金処分計算書の適正性、および同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。 令和4年6月28日

福岡県医師信用組合 理事長 蓮澤 浩明

地域密着型金融推進への取組み

地域密着型金融推進計画について

平成17年3月に、金融庁から「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム」が公表されました。福岡県医師信用組合は、このプログラムに基づき「地域密着型金融推進計画」を平成17年8月に公表しました。この計画は、地域密着型金融の一層の推進を図るための計画です。当信用組合は、令和4年度も引き続き、この「地域密着型金融推進計画」を推進し、今後とも「お医者様の銀行」としてサービスに努め、金融面から地域医療発展のお手伝いをしてまいります。

地域密着型金融の取組みにかかる主要計数等の開示

1. 経営改善支援	鬟等の取組み実績	上 見				(単位	: 先数、%)
期初債務者数	А				経営改善支	ランク	再生計画
	うち経営改善	支援取組み先	α		援取組み率	アップ率	策定率
		がランクアッ	αのうち期末 に債務者区分 が変化しな かった先	αのうち再生 計画を策定し た先数			
		β	γ	δ	α⁄Α	β⁄α	δ⁄α
7	_	_	—	—	—	_	—

2. 創業 新事業支援融資実績

令和3年度 該当ありません

3. 中小企業に適した資金供給手法 ①財務制限条項を活用した商品による融資実績

令和3年度 該当ありません

②動産・債権譲渡担保融資の実績 令和3年度

うち売掛債権担保融資 該当ありません

うち動産担保融資 該当ありません

 ③ノン・リコースローンの実績
 令和3年度 該当ありません
 ④財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する 融資商品による融資
 令和3年度 該当ありません

地域密着型金融の取組み状況 (令和3年4月~令和4年3月)

1. ライフサイクルに応じた支援強化

当信用組合では、要注意先等のランクアップへの取組みとして、要注意先等のお取引先に対して、訪問による経営 改善指導をおこなっています。また、創業・事業再生支援として、メインバンクに協力して、支援いたします。

事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底
 当信用組合では、担保・保証に過度に依存しない融資等への取組みとして、ローンレビュー機能強化による情報収集をし、データの蓄積に努めています。

 3. 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献 情報提供活動として、ディスクロージャー誌を全組合員にお届けしております。また、医師会の各種勉強会等に講 師を派遣したり、下記の事業に協力・協賛しております。 福岡県医師会報等の発行 福岡県郡市医師会報等の発行 福岡県医師会文化祭の開催 福岡県郡市医師会事務長会議の開催 医学会等の開催

電子決済等代行者との連携及び協働に係る方針

当信用組合は、電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針を以下の通りといたします。 1. 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針 当組合での顧客との接点は、Face to Face が中心であることに鑑み、電子決済等代行業者との連携及び協働は 実施しません。

今後、実施する場合は、改めてご案内いたします。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

1. 福岡県医師信用組合の取組み方針

福岡県医師信用組合は、福岡県医師会会員の相互扶助の精神に基づき、組合員の皆様のために必要な金融事業を積 極的に行い、金融面からの地域医療発展のお手伝いに努めてまいります。

2. 態勢整備の状況

組合員の皆様により近く、ご要望にできるだけ早くお応えする福岡県医師信用組合とするために、平成24年に営業グループを新設し、ご相談があればすぐにお伺いできるよう態勢整備をいたしました。

3. 取組み状況

(1)創業時

メインバンク・顧問税理士・コンサルタント等に協力して創業時の支援を行っております。また、医師会主催の 新入会員説明会等に講師を派遣し、当組合の具体的な融資商品等についての紹介を行っています。また、通常よ りも長期間での返済が可能な「開業運転資金融資」で、経営安定化のお手伝いを行っています。

(2) 成長段階

医師会関連団体等と共同で経営セミナーを開催しています。また、様々な資金使途に利用可能で、組合員の皆様 が手軽にご利用できる無担保融資を推進しています。

(3) 経営改善事業再生

要注意先以下のお取引先に対して、訪問等による経営改善指導等を行っています。また、経営再建に資するリス ケジュール等にも対応しています。

4. 地域の活性化に対する取組み状況

 (1)文化的・社会的貢献活動
 当信用組合では、下記の事業等に協力・協賛を行っています。
 福岡県医師会報等の発行
 福岡県医師会大会員説明会の開催
 財団法人オイスカの国際協力活動
 福岡県郡市医師会報等の発行
 福岡県医師会文化祭の開催
 福岡県郡市医師会事務長会議の開催
 医学会等の開催

(2)融資を通じた地域貢献 当信用組合では、お客様の会員区分・資金使途に合わせた融資商品で、新規・継承開業、安定運営等のお手伝 いをしております。

①融資金額			(単位:件、千円)
		件数	金額
会員区分	A 会 員	379	8, 591, 752
	B 会 員	350	4, 222, 067
	研修医	6	28, 673
	一人法人	190	5, 889, 518
	法人	3	85, 759
	医 師 会	5	152, 593
	その他	<u> </u>	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	933	18, 970, 362
商品区分	大型融資(愛称:たけ)	45	7, 081, 275
	ー 般 融 資 (愛称:ま つ)	238	6, 486, 569
	無 担 保 融 資 (愛称:さくら)	603	4, 490, 827
	研 修 医 融 資 (愛称:う め)	6	28, 673
	医師会融資	5	152, 593
	配偶者保証融資	—	—
	FS保証融資	1	315
	県制度融資	35	730, 108
	· ^ · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	933	18, 970, 362

②地方自治体の制度融資の取扱状況

新型コロナウィルス感染症対応資金・長期経営安定資金・新事業展開促進資金・独立開業支援資金を取り 扱っています。 ③融資商品の概要 大型融資(愛称:たけ) 資金使途 開業資金 継承資金 他行借換 期間 30年以内 限度額 3億円 基準金利±0%~-0.5%(担保・保証条件等によるスプレッド) 利率 担保保証 担保・保証人等が必要です 年齢 原則75歳完済 ー般融資(愛称:まつ) 資金使途 【A会員】医業関係資金および健全なる生活設計資金 【B会員】健全なる生活設計資金 期間 事業資金 運転資金:3年以内 T Π 設備資金: : 償却期間または10年以内のいずれか短い方 Ⅲ 建築資金 :30年以内 Ⅳ 開業資金 :30年以内 v そ 他:案件毎に検討 D 生活設計(個人)資金 I 学 資 金 :5年~10年以内(学部により変動) Ⅱ 自動車購入資金 : 7年以内 Ⅲ 住宅購入資金 :30年以内 Ⅳ そ の 他 :案件毎に検討 限度額 【A · B会員】1億円 利率 基準金利±0%~-0.3%(担保・保証条件等によるスプレッド) 担保保証 担保・保証人等が必要です 原則75歳完済 年齢 無担保融資(愛称:さくら) 資金使途 【A会員】医業関係資金および健全なる生活設計資金 【B会員】健全なる生活設計資金 期間 事業資金 I 運転資金 :3年以内 設備資金: : 償却期間または10年以内のいずれか短い方 Π Ⅲ 建築資金 :30年以内 IV 開業資金:30年以内 νそ の 他 :案件毎に検討 生活設計(個人)資金 I 学 資 金 :5年~10年以内(学部により変動) Ⅱ 自動車購入資金 :7年以内 :30年以内 Ⅲ 住宅購入資金 Ⅳそ の 他 : 案件毎に検討 【A会員】2.500万円 限度額 【B会員】1,000万円 利率 【A会員】基準金利+1.0%~-0.2% (格付、財務内容等によるスプレッド) 【B会員】基準金利+0.2% 担保 不要 【A会員】原則として配偶者または後継者 保証 【B会員】原則として配偶者または親族 年齢 原則75歳完済 研修医融資(愛称:うめ) Dr.フリーローン 資金使途 健全なる生活設計資金 資金使途 フリー (一部資金は除く) 期間 5年以内 期間 10年以内 限度額 1,000万円 限度額 500万円 利率 基準金利20年もの 利率 3.00% + 保証料 年齢 申込時に研修医であること 保証料率 0.80% (支払状況により、変更になる場合有) 担保保証 原則不要 保証会社 オリエントコーポレーション株式会社 年齡 75歳完済 ※住居もしくは勤務地が福岡県内で、収入のある勤務医の 方はご利用可能です。

<u>協金</u> 注	<u> 去開示債権(リスク管理債権)</u>	及び金	融再生法開え	<u>示債権の保全</u>	• 引当状汤	(単位	:千円、%)
	区分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/(A)	引当率 (C)/(A-B)
城帝市	生債権及びこれらに準ずる債権	2年度	_	_		_	_
吸産史	工資権及びこれらに卒りる資権	3年度	_	_		_	_
危険	〕 債 権	2年度	93, 688	_	93, 688	100.00%	100.00%
心 陕	. 頃. 1住	3年度	88, 012	_	88, 012	100.00%	100.00%
要管	理債権	2年度	_	_	_	_	_
女日	- 生 頃 惟	3年度	_	_	_	_	_
	三月以上延滞債権額	2年度	_	_	_	_	_
	二月以工延滞俱催稅	3年度	_	_	_	_	_
	貸出条件緩和債権	2 年度	_	_		_	_
	貝山木什板仙俱傕	3年度	_	_	_	_	_
	小計	2 年度	93, 688	_	93, 688	100.00%	100.00%
	/)、 古	3年度	88, 012	_	88, 012	100.00%	100.00%
正常	「債」権	2年度	18, 387, 213				
山市	"俱 "惟	3年度	18, 882, 350				
		2年度	18, 480, 901				
	合 計	3年度	18, 970, 362				

1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更正手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債 権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(1に掲げるものを除く。)です。

3.「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。

 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(1及び 2に掲げるものを除く。)です。
 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返

5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1、2及び4に掲げるものを除く。)です。
 6.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権(1、2及び3に掲げるものを除く。)で

す。 7.「担保・保証等」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額

8.「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

9.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未払利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

10. 金額は、決算後(償却後)の計数です。

11.「貸倒引当金引当率」は、「貸倒引当金」/(「不良債権」-「担保・保証等」)でもとめます。

12.「保全率」は、「保全額」/「不良債権」でもとめます。

※不良債権の開示(リスク管理債権及び金融再生法開示債権)の一本化について

協金法等に基づくリスク管理債権の開示に関する規定を改め、「開示の区分」及び「開示対象とする債権の範囲」を金 融再生法開示債権に合わせることにより、不良債権開示の一本化が図られることとなりました。

本改正により、①協金法及び金融再生法等における「開示対象債権の範囲」に関して、破産更生債権及びこれらに準ず る債権・危険債権・正常債権が「総与信」に統一されることとなります(「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」 (=金融再生法上の「要管理債権」)は現行どおり貸出金のみです。)。なお、これらの債権に係る残高を「単体」だけでな く「連結」ベースでも開示が求められることとなっております。 協同組織による金融事業に関する法律施行規則(平成5年大蔵省令第10号。以下「規則」という。)第69条 第1項第5号2に規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(平成19年3月23日 金融庁告示第17号、いわゆるバーゼルⅡ第3の柱(市場規律))として、事業年度に係る説明書類に記載すべき 事項を当該告示に則り、本章で開示しております。

【定性的な開示事項】

自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、利益剰余金等により構成されております。

なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発	行	主	体	福岡県医師信用組合
資 本	調達手	段の	種類	普通出資
コア資ス	本に係る基礎項目	の額に算入さ	れた額	46 百万円
配	当		率	7.00 %
償	還	期	限	—
	事由が生じた場合(がある場合は、そ)		能とす	_

信用協同組合等の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合の自己資本比率は、国内基準の4%を大きく上回っており、経営の健全性や安定性は十分確保されて いるものと評価しております。また、銀行勘定の金利リスクが自己資本に与える影響につきましても、目安と なる20%を下回っており信用リスクとともに金利リスク等を考慮したバランス経営を重視しております。 一方、将来の自己資本充実策については、期初において市場環境等をふまえた収支計画を策定し、同計画に 基づく業務推進を通じた利益による資本の積み上げを中心的な施策としております。

信用リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは取引先や投資先の財務状況の悪化などにより、当組合が有する資産の価値が減少ないし消失 し、損失を受けるリスクの事をいいます。当組合では信用リスクを経営管理上の重要なリスクファクターと理 解しており、与信業務や有価証券運用業務において、各種規定等を整備したうえで広く役職員に理解と遵守を 促すとともに、当該リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。信用リスクの計測及び評価につきま して、当組合では信用格付制度を導入しておりまして信用リスクの計量化を図っております。また、有価証券 においては各種のモニタリングを中心に、信用リスクに起因する経済的価値の変化を注視しております。 以上、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理グループで協議検討を行うとともに、必要に応

じて常務理事会等の経営陣に対する報告等管理態勢を整備しております。 貸倒引当金については「自己査定基準」及び「償却・引当計上基準」に基づき自己査定における債務者区分 ごとに算定しております。一般貸倒引当金においては、正常先債権、要注意先債権および要管理先債権、それ ぞれの区分毎に、貸倒実績率から過去の損失率を算出し、将来見込みに係る必要な修正を加えて予想損失率と し、これによって算定される予想損失額を計上しております。

また、個別貸倒引当金において、破綻懸念先債権は、個別債務者のⅢ分類債権からキャッシュフローによる 回収可能額を除いた残額を予想損失額とし、計上しています。実質破綻先債権および破綻先債権は、個別債務 者ごとにⅢ分類及びⅣ分類額を予想損失額として、予想損失額に相当する額を計上するか、直接償却しており ます。なお、それぞれの結果については、監事及び公認会計士の監査を受けるなど、適正な計上に努めており ます。

標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

- ① リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称
- •R&I JCR S&P Moody's

② エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

- ・国内向けエクスポージャー R&I ・ JCR
 - ●海外向けエクスポージャー R&I JCR S&P Moody's

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

バーゼル町における信用リスク削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、「適格金融資産担保」・「貸出金と自組合預金の相殺」・「保証」・「クレジット・デリバティブ」などがあります。

なお、上記信用リスク削減手法に該当するエクスポージャーは現在保有しておりません。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要 ・該当ありません。

・該当めりよせん。

証券化エクスポージャーに関する事項

▪該当ありません。

オペレーショナル・リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナルリスクとは、当組合の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること、または外生的な事 象により損失を被るリスク等の事をいいます。当組合では、現在各種規定や基準・規則等のもと合理化した組織管理態勢やカス タマイズされたシステム運営とともに、定期的に収集した各種情報の分析・評価を行い有効な対策等を検討する事により、オペ レーショナルリスクにおける顕在化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

しかしながら、近年リスクの多様化や複雑化が急速に進行しており、当組合におきましても各種リスク管理の更なる高度化等 の推進により、管理態勢の強化を図るべく努めております。また、当該リスクに関しましては、リスク管理グループにおきまし て協議・検討するとともに、必要に応じて常務理事会等経営陣に対して報告する態勢を整備しております。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

「基礎的手法」を採用する事としております。

出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当組合において出資等または株式等エクスポージャーにあたるものは、「上場REIT・全信組連出資金等」が該当します。 このうち、上場REITにかかるリスクの認識については、日々のモニタリングを中心に、時価評価や最大予想損失額(Va R)及びストレステスト等のリスク計測により把握するなど適切なリスク管理に努めております。また、当該関連商品への投資 については、有価証券投資方針の中で投資枠等を設定しており、ポートフォリオ全体のトータルリスクバランスに配慮した運用 を心掛けております。なお、取引にあたっては、「有価証券運用規程」や「リスク管理基準」等に基づいた、適正な運用管理を 行っております。また、全信組連等の出資金に関しては、売買や利益を目的としたものではなく、適切な管理を行っておりま す。

、 ・ リスク計測等から得られた各種リスク状況については、リスク管理グループによる内容の把握や将来的な対応策等の協議とと もに、適宜、経営陣への報告を行うなど、適切なリスク管理を行っております。なお、当該取引にかかる会計処理については、 「金融商品会計基準」や「金融商品会計に関する実務指針」及び当組合が定める「有価証券運用規程」等に従った、適正な処理 を行っております。

金利リスクに関する事項

- リスク管理の方針及び手続の概要
 - リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

金利リスクとは、市場金利等の変動により収益性や資産等の経済的価値に対する影響を指しますが、当組合で は、銀行勘定に係る金利リスクについて定期的な評価・計測を行い適宜対応を講じる態勢としております。 リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

- 担当部署が金利リスクのモニタリング・分析等を行い、リスク管理グループ及び常務理事会等に報告・提言を しています。またリスク管理グループでは、同リスクに関するマーケットの状況把握・管理方針・今後の計画 や削減策等の審議・調整を行っています。
- 金利リスク計測の頻度 担当部署では金利リスクに係るモニタリングをデイリーベースで行い、リスク管理グループおよび常務理事会 への報告は月次ベースを基本(市況急変時を除く)としています。
- ヘッジ等金利リスクの削減手法(ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む)に関する説明
- 当組合では現在金利リスクをヘッジするための削減手法(デリバティブ取引等)は利用しておりません。

金利リスクの算定手法の概要

開示告示に基づく定量的開示の対象となる金利リスク(△EVE)算定手法の概要

- 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期 1.250年 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期 5.000年
- 流動性預金への満期の割当て方法及びその前提 金融庁のコア預金標準方式を採用しています。
- 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
- 定期預金の早期解約率については、金融庁の標準的手法(フロア有13%)を採用しています。 固定金利貸出の期限前返済は想定しておりません。
- 複数の通貨の集計方法及びその前提
- 単純合算しています。通貨間の相関は考慮しておりません。
- スプレッドに関する前提 割引金利にスプレッドは含めていますが、ΔΕVE/ΔΝΙΙ計算時にはスプレッド変動は考慮していません。 (NII計算時の再投資利回りにスプレッドは考慮していますが、△NII計算時にはキャシュフローは金利変化分 のみ考慮し、スプレッドは考慮されないことになります。)
- 内部モデル使用等、ΔΕVE及びΔΝΙΙに重大な影響を及ぼすその他の前提 コア預金モデルは金融庁標準方式を採用しています。 定期預金の早期解約率については早期解約の実績データから計算される値、金融庁の標準的手法 (フロア有13%)を採用しています。
- 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
- 特筆すべき大きな変動要因はありません。
- •計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
- △ E V E とは銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものです。開示告示(国内基準行)に定められたシナリオの金利ショック(上方パラレルシフト・下方パラレルシ フト・スティープ化)に基づき計算されるもののうち、最大値を金利リスク額として算定しています △NIIとは銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する収益ベースの影響額を計測するものです 上方パラレルシフトおよび下方パラレルシフトに基づき計算を行い、基準日から12ヶ月間の純金利収入(NII: 受取利息と支払利息の差)に与える減少額を算定しています。
- 内部管理において使用する金利リスク算定手法の概要
- 金利ショックに関する説明

保有期間1年・観測期間5年で測定される99%タイル値(金利上昇)及び1%タイル値(金利低下)を採用してい ます。この点、上記△EVEとの計測定義が異なっておりますので、算定される金利リスク額も異なります。 金利リスク計測の前提及びその意味

- 当該金利リスク計測に係る上記以外の前提は、上記△EVE計測に係るものと同じです。
- (注) 金融庁のコア預金標準方式とは、流動性預金について①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量 を現残高から差引いた残高、③現残高の50%相当額のうち最小額をコア預金(最長満期5年以内・平均満期 2.5年以内で金融機関が独自に定めるもの)の上限額としております。

単体における事業年度の開示事項 自己資本の構成に関する事項

自己資本比率	A 5			<u> : 千円、%)</u>
	令和3		令和2	
項 目		経過措置に よる不算入額		経過措置に よる不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は 会員勘定の額	4, 130, 668		3, 964, 488	
会員動たの額 うち、出資金及び資本剰余金の額	46, 777		47, 894	
うち、利益剰余金の額	4, 087, 198		3, 919, 985	
うち、外部流出予定額(△)	3, 306		3, 391	
うち、上記以外に該当するものの額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	99, 172		58, 471	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	99, 172		58, 471	
うち、適格引当金コア資本算入額	_		_	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目 の額に含まれる額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行され				
た資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額 に含まれる額	_		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パー セントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額 に含まれる額	4, 625		6, 937	
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	4, 234, 466		4, 029, 897	
コア資本に係る調整項目 (2)	7, 204, 400		т, 029, 097	
コノ 夏本に 床る 調査 項日 (2) 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係る ものを除く。)の額の合計額	2, 082		6, 622	
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに				
係るもの以外の額	2, 082		6, 622	$\langle \rangle$
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 適格引当金不足額				
適格513並不定額 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資				
本に算入される額				$\langle \rangle$
前払年金費用の額				
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除 く。)の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段 の額				
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額				
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—		—	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—			$ \longrightarrow $
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—		—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固 定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に 関連するものの額				
特定項目に係る十五パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	_		_	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固 定資産に関連するものの額			_	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に 関連するものの額				
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	2, 082		6, 622	
自己資本	2,002		0, 022	
自己資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	4, 232, 383		4, 023, 274	
	., 202, 000		., 525, 277	

24 -

			(単位	拉:千円、%)
	令和3	年度	令和2	年度
項 目		経過措置に		経過措置に
		よる不算入額		よる不算入額
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	32, 067, 733		29, 721, 953	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入され る額の合計額	51, 390		51, 390	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービ シング・ライツに係るものを除く。)			—	
うち、繰延税金資産			—	
うち、前払年金費用			_	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー				
うち、上記以外に該当するものの額	51, 390		51, 390	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセント で除して得た額	923, 848		845, 848	
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額			_	
リスク・アセットの額の合計額 (二)	32, 991, 582		30, 567, 802	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ)/(二))	12. 82%		13.16%	

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。 なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。 【定量的な開示事項】

自己資本の充実度に関する事項

信用リスク及びオペレーショナルリスクに対する所要自己資本	令和3年度		(単位:百万円) 令和2年度			
				リスク・アセット 所要自己資本		
. 信用リスク・アセット 所要自己資本額合計	32.067					
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	32,016					
現 金		.,				
				_		
外国の中央政府及び中央銀行向け		8	200			
」 」<			200			
我が国の地方公共団体向け						
外国の中央政府等以外の公共部門向け				_		
国際開発銀行向け				-		
地方公共団体金融機構向け						
我が国の政府関係機関向け						
				_		
<u> 元 八 元 元 元</u> 八 元 八 元 元 八 元 元 八 元 八 元 八 元 八 元 八 元 八 元 八 元 八 元 八 元 八 元 八 元 八 元 八 元 八 九 八 九 八 九 八 九 八 九 八 九 八 九 九 八 九 九 八 九 九 八 九 九 八 九 九 九 九 九 九 九 九		374	8, 201	32		
			,			
中小企業等向け及び個人向け	1, 767	70	1, 556			
	1,707	70	1, 550	'		
	5	0	4			
信用保証協会等による保証付 株式会社地域経済活性化支援機構による保証付		0	4	•		
	1,009	40	1, 027	·		
	1,009		1, 027			
	1,009	40	1, 027	2		
	16. 177	647	16 070	6/		
	10, 177	647	16, 078	64		
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出 資等及びその他外部 T L A C 関連調達手段に該当するも						
の以外のものに係るエクスポージャー				_		
信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本						
にかかる調整項目の額に算入されなかった部分にかかる	48	1	48			
エクスポージャー						
特定項目のうち調整項目に算入されない部分にかかるエ	193	7	171			
クスポージャー	190	1	171			
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有して						
いる他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達				-		
手段に関するエクスポージャー						
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していな						
い他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段の うち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント				-		
ある、その他外部「ころと関連調達于段に係るエパーセント 基準額を上回る部分に係るエクスポージャー						
L 記 以 外 の エ ク ス ポ ー ジ ャ ー	15, 935	637	15, 858	6		
□□⊥ 記 気 が 00 ェ ク へ ホ - ク ャ ②証券化エクスポージャー	10, 900	037	15, 050	0.		
②血気にエノスホーンマ ③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー				-		
③ アステージェイトのがなど計算が適用されるエラスホージャー 「ルック・スルー方式						
マンデート方式				-		
蓋然性方式(250%)						
蓋然性方式 (400%)						
フォールバック方式(1250%)	— —	— —	—	1 -		
④経過措置によりリスクアセットの額に算入されるものの額	51	2	51	1		
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポー				1		
ジャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入	_	_				
されなかったものの額						
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額				· ·		
⑦中央清算機関関連エクスポージャー						
. オペレーショナル・リスク	923	36	845			
単体総所要自己資本額(A+B)	32, 991	1, 319	30, 567	1, 2		

(注)1. 所要自己資本額=リスクアセット額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信 相当額です。

3.「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポ ージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け(「国際決済銀行等向け」を除く)」においてリ スク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4.	当組合のオペレーショナル・リスクは、基礎的手法を採用しています。	
	<オペレーショナルリスク(基礎的手法)の算定方法>	
	粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%	8%
	直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数	0 %
_		

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

信用リスクに関	関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高							(単位:	百万円)			
	信用リスク	ヮェクスポー	ージャー期	末残高							三月以	上延滞
				その他のデ ブ以外のオ	債	券	預!	†金	その	その他		ージャー
	令和3年度	令和2年度	令和3年度		令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度
現金	26	47	_	_	_	_	_	_	26	47	_	_
我が国の中央政府 及び中央銀行向け	6, 160	6, 663		_	6, 160	6, 663	_			_		_
外国の中央政府 及び中央銀行向け	401	401		_	401	401	_		_	_	_	
国際決済銀行等向け	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
我が国の 地方公共団体向け	_	_		_		_			_	_	_	_
外国の中央政府等以外 の公共部門向け		_	_	_	_		_	_				
国際開発銀行向け	102	101			102	101						
地方公共団体 金融機構向け												
我が国の 政府関係機関向け	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
地方三公社向け	_	_		_		_			_	_		_
金融機関及び第一種金 融商品取引業者向け	46, 760	41, 005		_			46, 760	41, 005	_	_		_
法人等向け	5, 019	3, 714			5, 019	3, 714				_	_	
中小企業等向け 及び個人向け	2, 356	2, 075	2, 356	2, 075		_			_	_	_	
抵当権付住宅ローン		_	_	_	_		_	_				_
不動産取得等事業向け		_		_			_			l		
取立未済手形	_	_	_	_	_	_		_	_	-	_	_
信用保証協会等による 保証付	715	578	715	578			_					
株式会社地域経済活性化 支援機構による保証付		_		_			_					
出資等	1, 009	1, 027		_					1, 009	1, 027		
上記以外	16, 061	16, 120	15, 899	15, 827	_	_	_	_	301	293		_
相手先別合計	78, 750	71, 735	18, 970	18, 480	11, 682	10, 880	46, 760	41,005	1, 337	1, 368		
	78, 247	71, 133	18, 970	18, 480	11, 179	10, 278	46, 760	41, 005	1, 337	1, 368		
国外 地域別合計	503 78, 750	602 71, 735	18, 970	18, 480	503 11, 682	602 10, 880	46, 760	41,005	1, 337	1, 368		
<u>地域別合計</u> 1 年 以 下	26, 497	21, 279	18, 970 52	18, 480 42	11, 082 701	10, 880 500	40, 700 25, 743	20, 736	।, ১১/	1, 300		
<u> </u>	20, 497	20, 381	1, 245	1, 269	1, 703	2, 103	18,009	17, 008				
<u>- 年起 5 年以下</u> 5 年超 1 0 年以下	20, 958	4, 201	4, 062	3, 699	401	2, 103	10,009	17,000				
<u>5 年超 I U 年 以 F</u> 1 0 年 超	4, 463	4, 201	4,062	3, 699		7, 775						
<u>1 0 年 超</u> 期間の定めのないもの	22, 486	21, 245 4, 628	13, 010	13, 409	8, 876	1, 115	3, 006	3, 260	1, 337	1, 368		
期间の定めのないもの 残存期間別合計	4, 344 78, 750	4, 028 71, 735	18, 970	18, 480	11, 682	10, 880	46, 760	3, 260 41, 005	1, 337	1, 368		
		11,130	-							1,300	_	

(注)1 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフバランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当 額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーの事です。

3.当組合ではデリバティブ取引は行っておりません。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポジャーは含まれておりません。

5. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されたエクスポジャーについては、上記以外に区分しております。

信用リスクに関する主なエクスポージャーの期中平均残高

	(単位:	:百万円)
信用リスクに関する主なエクスポージャー	期中平	均残高
信用リスシに関する主なエジスホーシャー	令和3年度	令和2年度
貸出金	18, 715	18, 262
債 券	11, 435	10, 457
預け金	43, 577	38, 123

-般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額										
	期 首 残 高	当期増減額	期 末 残 高							
令和 2 年度	58	0	58							
令和 3 年度	58	40	99							
令和 2 年度		93	93							
令和 3 年度	93	Δ 5	88							
令和 2 年度	58	94	152							
令和 3 年度	152	35	187							
	令和 2 年度 令和 3 年度 令和 2 年度 令和 3 年度 令和 2 年度 令和 3 年度 令和 3 年度 令和 3 年度 令和 3 年度	期 首 残 高 令和 2 年度 58 令和 3 年度 58 令和 3 年度 93 令和 2 年度 93 令和 3 年度 93 令和 2 年度 152	期 首 残 高 当 期 増 減 額 令和 2 年度 58 令和 3 年度 58 令和 2 年度 - 令和 3 年度 93 令和 3 年度 93 令和 2 年度 - 令和 3 年度 93 今和 2 年度 -							

(注)特定海外債権引当金勘定の期末残高及び期中の増減額はございません。

地域別の個別貸倒引当金期末残高及び期中の増減額									((単位:百万円)					
			期	首	残	刯	釽	期	増	減	額其	り ラ	Ŧ	残	高
国	ф	令和 2 年度				I					93				93
	内	令和 3 年度				93				Δ	7 2				88
国	外	令和 2 年度				I									
	75	令和 3 年度				I					_				
合	=+	令和 2 年度									93				93
	計	令和 3 年度				93				Δ	7 2				88

相手先別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

		期	首	残	高	当期	増	減	額	期	末	残	高	貸	出	金	償	却
当組合員向け	令和 2 年度				_				93				93					Ì
当組合員向け	令和 3 年度				93			Δ	5				88					
当組合員以外向け	令和 2 年度								_									I
	令和 3 年度				—				-				-					_
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	令和 2 年度								93				93					I
	令和 3 年度				93			Δ	5				88					_

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

	エクスポージャー額						
リスク・ウェイト区分	令和3	3年度	令和:	2年度			
	格付有	格付無	格付有	格付無			
0%		6, 945		7, 340			
10%		59		49			
20%	46, 960	—	41, 206				
35%		_					
50%	3, 110	—	2, 307				
75%		2, 356	—	2, 075			
100%	2, 109	17, 044	1, 607	16, 985			
150%		_	—				
250%		77		68			
1250%		_	—				
その他							
合計	52, 180	26, 482	45, 121	26, 520			

(注) 1 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポジャー(経過措置による不参入分を除く)、CVAリスクおよび 中央清算機関関連エクスポジャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

信用リスク削減手法	適格金融	資産担保	保	証	クレジット・デリバティブ			
ポートフォリオ	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度		
信用リスク削減手法が適用されたエクス ポージャーの額			_	_		_		

(注)上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信 用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証され たエクスポージャー)を含みません。

28

(単位:百万円)

(単位:百万円)

(単位:百万円)

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項 該当ありません。

出資等エクスポージャーに関する事項

貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

	令和:	3 年度	令和2年度		
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価	
上場株式等	1, 657	1, 657	1, 620	1, 620	
非上場株式等	48		48	—	
合計	1, 705	1, 657	1, 668	1, 620	

(注)上場株式等の内容は上場不動産投資信託(REIT)です。

非上場株式等の内容は、全信組連出資金等で売却を行う目的のものではなく時価はありません。 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難 なエクスポージャーを保有する場合は、非上場株式等に含めて記載します。

出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 (単位:百万円)

	令和3年度	令和2年度
売却益		
売却損	_	
償却		
	2 米のダナヨキレイわりナー	F

(注)損益計算書における損益の額を記載しております。

貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない 評価損益の額 (単位:百万円) 令和3年度 令和2年度

評価損益 647 593
 (注)「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識
 されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評
 価損益です。

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位:百万円)

	令和3年度	令和2年度
評価損益		_
(注)「貸借対照表	長び損益計算書で認	認識されない評価損
益の額」とは	t、子会社株式及びB	関連会社の評価損益
です。		

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	令和3年度	令和2年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク										
		イ		11	<u> </u>					
項番			VE	△NI I						
		当期末	前期末	当期末	前期末					
1	上方パラレルシフト	593	631	118	110					
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0					
3	スティープ化	438	466							
4	フラット化									
5	短期金利上昇									
6	短期金利低下									
7	最大値	593	631	118	110					
		*		<u>^</u>						
		当進	期末	前期末						
8	自己資本の額		4, 232	4, 023						

(注1)金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

索引 各開示項目は、下記のページに記載しております。 なお、*印は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」で規定されております法定開示項目です。

ご	あいさつ			1		
	既況・組織】				【有価証券に関する指標】	
	- 事業方針			1	43. 商品有価証券の種類別平均残高 *	10
	・事業の組織		*	2	44 有価証券の種類別平均残高 *	10
	· サネジロペ · 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)				45 有価証券種類別残存期間別残高 *** *	11
	・ して、 して、 して、 して、 して、 して、 して、 して、				46. 預証率(期末・期中平均) ···· *	9
			Ŧ	1		9
	. 地区一覧	•••			【経営管理体制に関する事項】	
	. 組合員数	•••		2	47.法令遵守の体制 … *	4
	主要事業内容】			-	48. リスク管理体制 … *	4
	主要な事業の内容	•••	*	5	資料編	
	業務に関する事項】				49. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 … *	8
	.事業の概況	•••	*	9	【財産の状況】	
	. 経常収益	•••	*	9	50. 貸借対照表、損益計算書、*	12
10	. 業務純益	•••		9	剰余金処分計算書	12
11	. 経常利益	•••	*	9	51. リスク管理債権及び*	21
12	. 当期純利益	•••	*	9	同債権に関する保全額	21
13	. 出資総額、出資総口数		*	2	(1) 破綻先債権	
	. 純資産額		*	9	(2) 延滞債権	
	. 総資産額		*	9	(3) 3か月以上延滞債権	
	. 預金積金残高		*	9	(4) 貸出条件緩和債権	
	. 貸出金残高		*	9	52. 金融再生法開示債権	
	· 頁山並沒商 . 有価証券残高		*	9	及び同債権に対する保全額 … *	21
					53. 自己資本充実状況(自己資本比率明細) … *	24
	. 単体自己資本比率		*	9 2		24 11
	. 出資配当金	···· ···		_	54. 有価証券、金銭の信託等の評価 ************************************	
	· 職員数	•••	*	1	55. 貸倒引当金(期末残高·期中増減額) ··· *	9
	主要業務に関する指標】				56. 貸出金償却の額 *	9
	. 業務粗利益、業務粗利益率	•••	*	9	57.財務諸表の適正性及び*	18
23	. 資金運用収支、役務取引等収支		*	9	内部監査の有効性について	
	及びその他業務収支			5	【その他の業務】	
24	.資金運用勘定、資金調達勘定の		÷	9	58. 内国為替取扱実績	10
	平均残高等、利回り、資金利鞘		т	9	59. 手数料一覧 …	5
25	.受取利息、支払利息の増減		*	9	60. 当組合の考え方	1
	. 役務取引の状況			9	61. 沿革・あゆみ …	1
	その他業務収益の内訳			9		該当なし
	総資産経常利益率		*	9	63. 総代会について …	2
	. 総資産当期純利益率		*	9	64. 報酬体系について ···	2 2
	. 実質業務純益		*	9	65. リレーションシップバンキングについて …	18
	- スロネ物純血		*	9	【地域貢献に関する事項】	10
	- コア業務純益(投資信託解約損益を除く)			9	66. 地域貢献 ····	19
			Ŧ	9		18
	領金に関する指標】			10		10
	. 預金種目別平均残高	•••	*	10	68. 中小企業の経営改善及び	19
	. 預金者別預金残高	•••		10	地域の活性化のための取組み状況	
	. 定期預金種類別残高	•••	*	10		
	貸出金等に関する指標】					
	. 貸出金種類別平均残高	•••	*	10		
	. 担保種類別貸出金残高、債務保証見返額	•••	*	10		
38	. 貸出金金利区分別残高	•••	*	10		
39	. 貸出金使途別残高		*	10		
40	貸出金業種別残高、構成比	•••	*	10		
	. 預貸率(期末·期中平均)		*	9		
	代理貸付残高の内訳			10		
1						
1						

※ 本ディスクロージャー誌の各表(項目)において縦・横の内訳の金額を加算したものが合計金額と一致していない 場合があります。これは各表の表記単位未満を切り捨て処理したためです。 諸比率等の%は、小数点以下第3位以下を切り捨てのうえ小数点以下第2位まで記載しています。

30